

平成23年10月14日(金)開催

## 総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時  
会議室 総務委員会室

○ 開 会

1 付託事件

2 協議又は報告事項

- (1) 岡山県地震・津波対策専門委員会等の検討状況について
- (2) 台風第12号への対応に関する検証会議について
- (3) 生命保険年金に係る個人住民税の還付等について
- (4) 岡山県子ども・若者育成支援計画(仮称)素案について
- (5) その他

○ 次回委員会

平成23年10月24日(月) 午前10時～

○ 閉 会

# 総務委員会資料

- 岡山県地震・津波対策専門委員会等の検討状況について . . . P 1
- 台風第12号への対応に関する検証会議について . . . . . P 4

平成23年10月14日

危機管理課

## 岡山県地震・津波対策専門委員会等の検討状況について

8月に行った中間報告以降、防災強化検討プロジェクトチーム会議を2回、県地震・津波対策専門委員会を1回開催し、本県防災対策の在り方について検討を行うとともに、専門的観点からの御意見をいただいた。

### 1 防災強化検討プロジェクトチームについて

8月30日及び9月27日にチーム会議を開催し、「地震・津波から県民の命を守る対策」として整理した施策体系に掲げた施策項目に沿って検討を行ったところであり、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 海岸保全施設の整備については、県専門委員会等での議論を踏まえ防災強化策等の検討を行うとともに、来年夏頃に国から示される予定の東海・東南海・南海地震の被害想定に基づき、海岸保全施設の防護水準の見直しに伴う「岡山沿岸海岸保全基本計画」の改訂を行うこと。
- (2) 道路施設の耐震化等については、緊急輸送道路の橋梁の耐震化や落石等危険箇所対策を進めるとともに、液状化対策としては被災後の迅速な復旧方法等について検討する。
- (3) 広域応援体制の充実については、中国地方知事会議や中四国サミットなどの場において、各県が連携して広域的な被災地支援制度の構築に向けた検討を進めていること。
- (4) 災害医療体制の整備については、災害拠点病院及びDMAT（災害派遣医療チーム）を増やすとともに、施設設備等の充実により能力強化を図ること。

### 2 県地震・津波対策専門委員会について

10月4日に第3回委員会を開催し、国の中央防災会議専門調査会が取りまとめた最終報告の説明や、津波からの避難等についての御意見をいただいた。

#### (1) 専門調査会最終報告の説明について

専門調査会の座長でもある河田委員長から、中央防災会議専門調査会の取りまとめた最終報告について、及び中央防災会議に新たな専門調査会を設置し三連動地震等についての検討がなされる予定である旨の説明がなされた。

#### (2) 本県防災対策の検討について

津波からの避難、災害時要援護者対策、海岸保全施設の整備等についての防災強化検討プロジェクトチームにおける検討案に対して御意見をいただいた。

##### ア 津波からの避難について

### ① 取組の方向（P T検討案）

津波避難誘導計画の策定や津波避難ビル等整備の促進、避難所所在地等の再点検、避難所運営マニュアルの策定など、市町村が行う避難対策の充実強化を図る必要がある。

### ② 委員からの主な意見

- ・津波避難に焦点を当てているが、避難という点では土砂災害も洪水も似ている。県民の皆様は津波や洪水でそれぞれこのような避難が必要と言うのではなく、まずは津波や洪水災害、土砂災害に共通の避難のマナーを示し、避難全体に共通的な対応をお願いすることが大切だ。
- ・東日本大震災のような巨大な津波災害となると、もっとできるだけ安全な所に逃げる必要がある。例えば、ある県では、一次避難所で満足するのではなく、時間的余裕があれば自分で判断してもっと安全な所に逃げろ、というような方策を示している。
- ・宮城県では自動車に乗っていた人の死者に占める割合が6%あるなど多くのドライバーが車の中で亡くなっており、車から出て車を捨てて避難をすることが難しいことが分かっている。
- ・干拓地等が液状化し自動車が走れないなどの問題があるが、岡山県では時間的余裕がある。液状化で50cmも水に浸っているところや、切迫した状況になれば歩けばいい訳で、車が動かなくなったら車を捨てて歩くという覚悟を持つ必要がある。
- ・防災メールの情報の質は高く、例えば河川の水位などの付加的なものも送信されるが、特に高齢の方で携帯電話をあまり使われない方はメールが来ても読まないし読めない。高齢者に使ってもらえるようなツールを利用することも大切である。

## イ 災害時要援護者対策について

### ① 取組の方向（P T検討案）

災害時要援護者支援マニュアル策定や福祉避難所設置の促進など、市町村が行う災害時要援護者対策の充実強化を図る必要がある。

### ② 委員からの主な意見

- ・避難所は健康な方が避難する設定がされているが、東日本大震災を見ると、災害時要援護者は三日目ぐらいにいろいろな弊害を出している。例えば、精神障害者の方や自閉症の方がパニックになったり、認知症の方は非常に悪くなるなどしており、福祉避難所が非常に重要になる。
- ・福祉避難所に関して、これまでは市町村が全部責任を負う形になっているが、精神障害者だと専門医療機関は広域にまたがり、難病患者も専門医が必要であるため、県の役割というものを明確に書き込まれたらいいか。
- ・これまでのマニュアルは避難支援が中心だが、実際はその後の生活再建支援、例えば、福祉避難所や、在宅の方の保健師による見回りなどの応援体制をどのように作っていくかということが大きなポイントである。

## ウ 海岸保全施設の整備について

### ① 取組の方向（P T検討案）

県専門委員会等での議論を踏まえ防災強化策等の検討を行うとともに、来年夏頃に国から示される予定の東海・東南海・南海地震の被害想定に基づき、海岸保全施設の防護水準の見直しに伴う「岡山沿岸海岸保全基本計画」の改訂を行う。（1の(1)のとおり）

### ② 委員からの主な意見

- ・防潮堤、護岸は津波が越流することがあっても簡単には壊れないようにする必要がある。砂地の上にコンクリートの護岸が立っていると簡単に洗掘が起こってひっくり返るし液状化等によっても被害を受けるので、背後に人口密集地があるようなところは重点的に補強する必要がある。
- ・ハードの整備は非常に長期間にわたるため、地域の人達とハード整備の目的、意味等のコミュニケーションをとり続けないと、ハード整備の目的や意味がわからなくなる。出来上がったらもう安全という安心感を与えるという危ない側面があるため、ハード整備を地域の防災力や安全力の中はどう位置づけるのかなど、地域住民とのコミュニケーションについて取り組むような先進的な試みがあってもいい。

### エ その他委員からの意見

- ・罹災証明の発行等で、GISを使ったデータベースを構築しておくことが有効である。つまり、普段から住基ネット情報や課税台帳に住所データ（地理的データ）を入力しておいて基盤を作っておくと、罹災証明発行後の復旧・復興の支援策を一元的に管理できるデータベースを迅速に構築することができる。

## 3 今後の予定

中央防災会議専門調査会の最終報告も参考に、これまでに頂いた各委員の御意見を整理し、年内に本県の防災強化対策及び地域防災計画の見直しについての提言として取りまとめる。

## 台風第12号への対応に関する検証会議について

### 1 検証会議の内容

先般の台風第12号への対応に、市町村が把握した被害情報の総合防災情報システムへの入力が遅れなど、様々な課題が明らかとなったことを受け、次のとおり特に被害が大きかった岡山市、倉敷市、玉野市と検証会議を開催した。

- ・開催日時 平成23年9月30日（金）
- ・参加自治体 岡山市、倉敷市、玉野市、岡山県
- ・3市と県から提出された主な課題等

区 分	提出者	主な内容（各市・県の課題と取組）
防災配備体制	倉敷市	・問い合わせが集中し対応に追われた。災害対策本部の体制強化が必要だ。
	玉野市	・職員の増を図ったが休日で集合に時間を要した。職員体制を見直す必要がある。
県総合防災情報システム  情報収集・伝達体制のありかた	岡山市	・7,000件以上の電話で災対本部へ繋がらないこともあった。電話回線の適正化、国・県との共同チーム等、体制強化が必要。県民局からの職員派遣もお願いしたい。
	倉敷市	・電話対応や情報確認等のため入力が遅れた。担当者の増が必要。県民局からの職員派遣も必要だ。 ・今後も早い段階で消防防災ヘリからの情報提供をお願いしたい。
	玉野市	・隣接市の道路情報等がないため問い合わせに苦慮したので、道路情報入手について県と協議したい。
	県	・県総合防災情報システムへ迅速に入力できるような体制の構築を要請した。県民局等職員の派遣も必要に応じ行う。 ・県総合防災情報システムへの新規接続ができなくなった。直ちにプログラムを改修したが、併せて今後アクセスビリティの向上に努める。
避難勧告等の発令	倉敷市	・現在の発令基準の再検討や市民への周知が必要だ。
	玉野市	・全域に勧告を出したことへの問い合わせ等があった。勧告の意味合い等を周知していく必要がある。 ・エリアメール等、情報発信の方法を検討したい。
	県	・勧告等に比べ実際の避難者が少なかったことの検証や改善を要請した。

区 分	提出者	主な内容（各市・県の課題と取組）
避難所の開設 ・運営	岡山市	・ 県有施設の避難所指定を協力願いたい。
	倉敷市	・ 沿岸部の避難所は人員配置等スムーズだった。道路冠水や崖崩れで開設を取りやめた避難所もあり、今後検討が必要だ。また、避難所に毛布、ラジオ等の配備を行う。
	県	・ 避難所の指定、開設時の運営等の検証と改善を要請した。
水防活動等	岡山市	・ 県管理河川の早期整備、大規模浚渫等をお願いしたい。 ・ 水防警報発令基準の工夫や早期解除タイミングを検討してほしい。 ・ 水門等へ河川監視カメラの設置等を検討願いたい。
	玉野市	・ 県管理樋門、水門の管理体制強化をお願いしたい。 ・ 児島湖水位の管理における県市協力体制を進めたい。
その他	倉敷市	・ 山腹崩壊危険地区がハザードマップへ記載されていなかった等、内容更新の必要がある。

## 2 今後の予定

今後、検討を要する課題については、それぞれ独自にあるいは県と市が協議して具体的な改善策を検討し、10月中に予定している第2回の検証会議へ検討結果を持ち寄り意見交換等を行うことで、県市の防災体制の強化に繋げていくこととする。

## 生命保険年金に係る個人住民税の還付等について

### 1 経緯

遺族が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないとする最高裁判決が平成22年7月にあった。

このため、国は租税特別措置法の改正により、所得税法上還付できない納付の日から過去5年を超え10年までの所得税を返還することとした。

市町村が個人市町村民税と併せて賦課徴収する個人県民税は、所得税の課税対象である所得を基礎として課税しているため個人県民税についても返還等の必要が生じた。

### 2 個人県民税の対応

県では、過去5年を超える個人県民税については、国の所得税の返還に準じて、過去5年を超え10年までのものを返還するための要綱を策定し、市町村を通じて返還することとする。(過去5年以内のものについては、地方税法の規定により還付)

なお、県内市町村は、県の対応に準じ、個人市町村民税についても同様の対応をとる予定。

### 3 返還見込額等

個人県民税の返還見込額等は次のとおり。

5年以内分（地方税法に基づく還付）	約25百万円（件数 約1,200件）
5年超え分（要綱に基づく返還）	約12百万円（件数 約1,000件）

### 4 今後のスケジュール

- ・5年超え分を返還する要綱を10月中に策定・施行（市町村に通知）
- ・市町村説明会（11月に開催）

### 5 中国地方各県の状況

	根拠	還付・返還対象	施行時期（予定）
鳥取県	要綱	過去10年分	平成24年1月
島根県	要綱	過去10年分	平成23年10月下旬
広島県	要綱	過去10年分	平成23年10月下旬
山口県	要綱	過去10年分	平成23年9月28日施行



## 岡山県子ども・若者育成支援計画（仮称）素案について

県では、子ども・若者育成支援推進法（平成22年施行）に基づき、その推進大綱である「子ども・若者ビジョン」を勘案しながら、子ども・若者の育成支援を推進するため、「岡山県子ども・若者育成支援計画～おかやま子ども・若者ビジョン～（仮称）」の策定に取り組んでいるが、このたび素案を取りまとめた。

### 1 計画の基本理念等

これまでの県の青少年施策の目標である「社会的に自立した青少年の育成」の趣旨を継承して、基本理念を「子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて」とし、次代を担う子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を推進していく。

また、子ども・若者を取り巻く現状と課題を踏まえながら、ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援を施策の柱の一つとした。

### 2 計画の位置付け

子ども・若者育成支援推進法第9条第1項における「都道府県子ども・若者計画」である。

### 3 計画の期間

平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの5年間とする。

### 4 計画の対象者

計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、おおむね30歳未満の者とするが、雇用など特定の施策分野においては40歳未満の者も計画の対象とする。

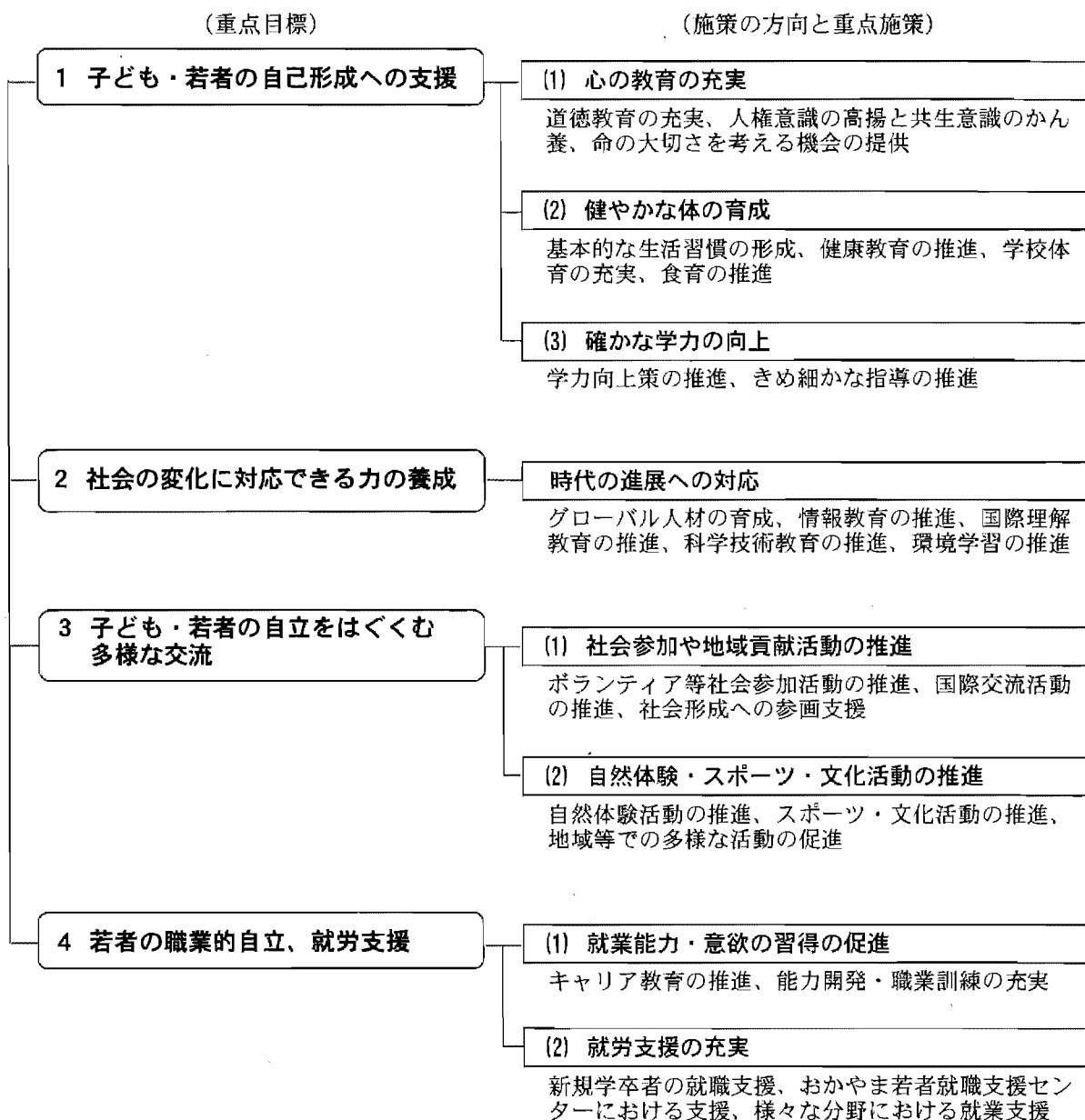
なお、「子ども・若者」の呼称・年齢区分は、法令により様々であることから、施策によっては、「青少年」、「少年」、「児童生徒」等の用語を使用している。

## 5 施策の体系

### 基本目標Ⅰ すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

次代を担う子ども・若者が、健やかに成長しながら社会の一員として自立し、自らの力で社会をよりよいものに変えていく力を身に付けることは、大変重要である。

このため、すべての子ども・若者が成長するための基礎づくり（自己形成への支援）や社会の変化に対応できる力の養成、社会性や自立性をはぐくむ他者との交流や様々な体験活動の推進、就労や職業的自立に向けた支援に取り組む。



**基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族への支援**

子ども・若者を取り巻く環境が厳しさを増し、ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題は深刻な状況にある。

このため、困難を有する子ども・若者がそこに至った経緯や原因、目指すゴールや家庭環境をよく理解した上で、困難な状況に応じた適切な支援に取り組む。

また、子ども・若者の抱える問題は、様々な問題が複雑に絡みあっていることが多いため、関係機関・団体等が連携した総合的な支援に取り組む。

(重点目標)

(施策の方向と重点施策)

**1 困難な状況ごとの取組**

**(1) ニート・ひきこもりの若者の支援**

ニート等若年無業者の支援、おかやま若者自立支援ネットワークの運営、ひきこもりの子ども・若者の支援

**(2) 障害のある子ども・若者の支援**

継続的かつ適切な支援の推進、特別支援教育の推進、発達障害のある子ども・若者の支援、障害のある若者の就労支援

**(3) 少年の非行防止と立ち直り支援**

非行防止活動、立ち直り支援活動

**(4) いじめ・不登校問題等への対応**

生徒指導の充実、教育相談の充実、不登校傾向の子どもの自立支援の推進、暴力行為への対策、高等学校中途退学者等の支援、関係機関等の連携

**(5) 外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援**

外国人の子ども・若者の支援、様々な困難を有する子ども・若者の支援

**2 困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援するための取組**

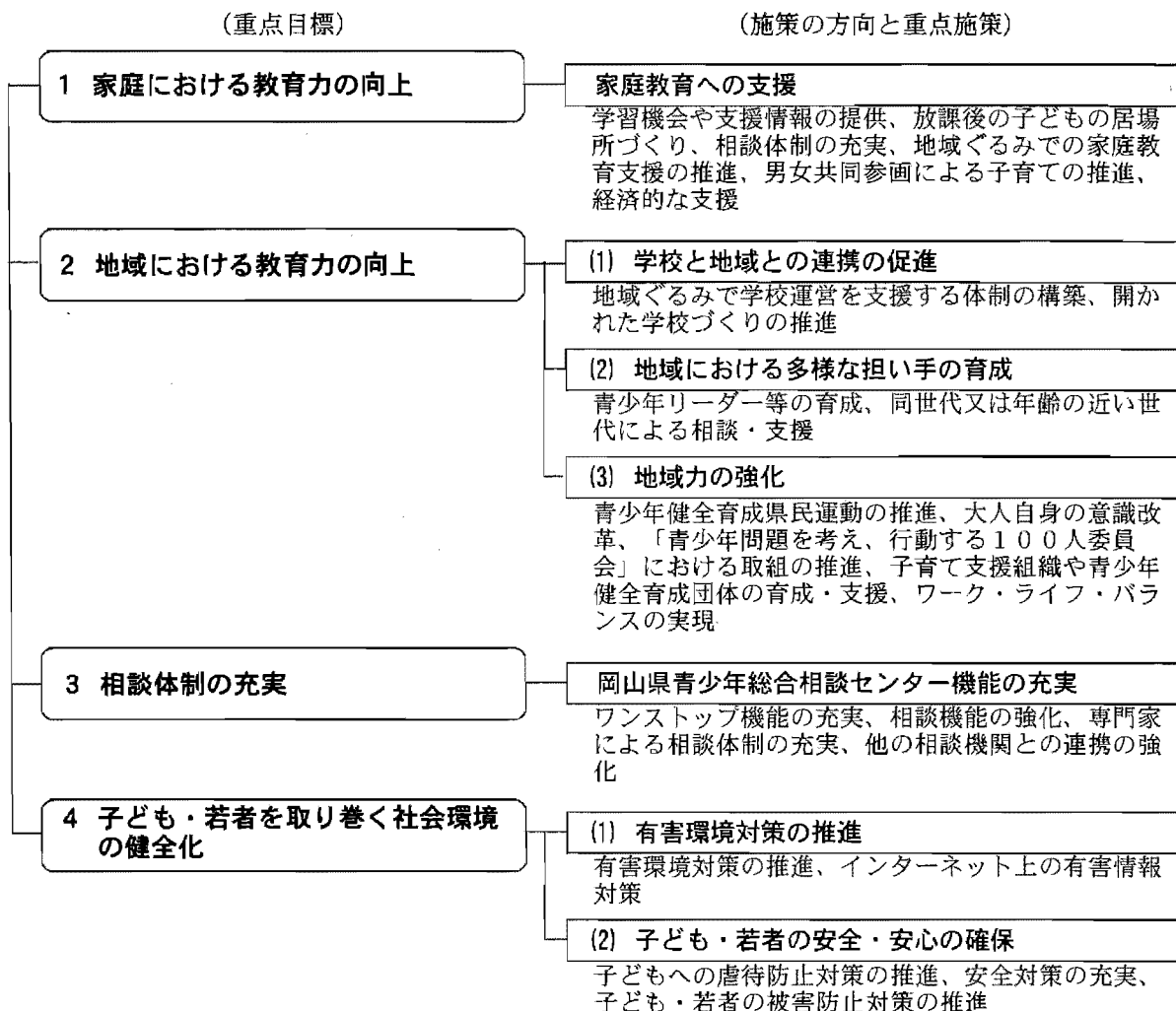
**困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援**

おかやま子ども・若者サポートネットによる支援、市町村子ども・若者支援地域協議会の設置促進

## 基本目標Ⅲ 子ども・若者ととともに育つ地域・社会づくり

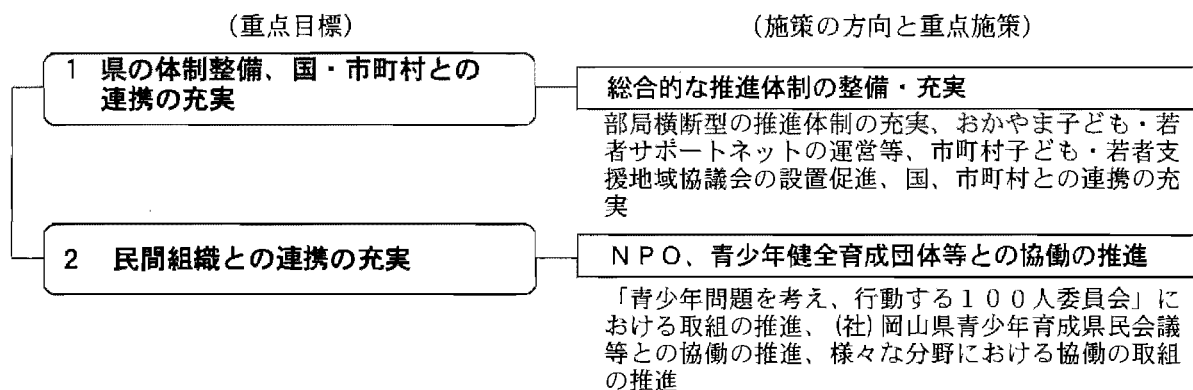
家庭や地域は、子ども・若者の生活環境の基盤であり、地域・社会の形成者として自覚と責任を持った大人へと育つ基礎となるものである。

このため、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進し、子ども・若者ととともに育つ地域・社会づくりに取り組む。



## 基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

計画を着実に推進していくため、総合的な推進体制の整備に取り組むとともに、国・市町村との連携を充実する。また、子ども・若者の育成支援に関わるあらゆる分野において、NPO、民間団体、企業、大学等との協働の取組を推進する。



## 6 数値目標

計画期間中の取組の効果が検証できるよう、平成28年度を目標年次とする21の数値目標を設定した。現況値と5年間で達成しようとする目標値は以下のとおり。

### 基本目標Ⅰ すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

数 値 目 標	現況値	目標値
全国学力・学習状況調査(平均正答率)の全国順位	小学校 26位 中学校 37位	小学校 10位以内 中学校 10位以内
授業以外で平日に1時間以上学習する生徒の割合	58.4%	70%
英語に関する検定等の受験者数	28,653人/年	40,000人/年
イングリッシュキャンプなど英語体験イベントの開催箇所数	2箇所/年	10箇所/年
大学生災害ボランティア研修会受講者数	1,322人/年	1,600人/年
身近な自然体験プログラムの参加者数	7,504人/年	20,000人/年
技能検定に合格した県内工業高校生の割合	1.7%	5.1%
おかやま若者就職支援センター登録者の就職決定率	64.1%	70.0%
高等技術専門校修了生の就職率	85.3%	90.0%

### 基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

数 値 目 標	現況値	目標値
発達障害のある人への支援体制を整備している市町村数	9市町村	全市町村
特別支援学校高等部卒業者の就職状況	21.2%	40%
民間企業における障害者実雇用率	全国12位	全国10位以内
小・中・高等学校における不登校の出現割合 (児童生徒1,000人当たり)	16.4人	全国平均以下
小・中・高等学校における暴力行為の発生割合 (児童生徒1,000人当たり)	11.3件	全国平均以下
子ども・若者支援地域協議会を設置している市町村数	0市町村	5市町村

### 基本目標Ⅲ 子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり

数 値 目 標	現況値	目標値
地域子育て支援拠点数	95箇所	200箇所
保育所入所待機児童数	65人	0人
病児・病後児保育の実施箇所数	33箇所	60箇所
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	258箇所	700箇所
防犯ボランティア人数	53,663人	100,000人

### 基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

数 値 目 標	現況値	目標値
子ども・若者育成支援計画を策定している市町村数	2市町村	15市町村

## 7 今後のスケジュール

平成23年10月14日  
平成24年 2月

パブリック・コメント実施(11月14日まで)  
計画決定

# 岡山県子ども・若者育成支援計画(仮称)素案

～ おかやま子ども・若者ビジョン ～

平成23年10月14日

岡 山 県

## ～ おかやま子ども・若者ビジョン 目次 ～

### 第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	基本理念等	1
3	計画の位置付け	1
4	計画の期間	1
5	計画の対象者	1
6	施策の体系	2
7	数値目標	4
8	計画の点検・評価	4

### 第2章 現状と課題

1	子ども・若者を取り巻く社会環境と子ども・若者の状況	5
2	様々な困難を有する子ども・若者	13
3	子ども・若者を取り巻く家庭・地域環境	22

### 第3章 計画の内容

<b>基本目標Ⅰ</b>	すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援	28
重点目標1	子ども・若者の自己形成への支援	28
重点目標2	社会の変化に対応できる力の養成	31
重点目標3	子ども・若者の自立をはぐくむ多様な交流	32
重点目標4	若者の職業的自立、就労支援	34
<b>基本目標Ⅱ</b>	困難を有する子ども・若者やその家族への支援	37
重点目標1	困難な状況ごとの取組	37
重点目標2	困難を有する子ども・若者やその家族を 総合的に支援するための取組	42
<b>基本目標Ⅲ</b>	子ども・若者ととともに育つ地域・社会づくり	44
重点目標1	家庭における教育力の向上	44
重点目標2	地域における教育力の向上	46
重点目標3	相談体制の充実	49
重点目標4	子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化	51
<b>基本目標Ⅳ</b>	推進体制の整備・充実	53
重点目標1	県の体制整備、国・市町村との連携の充実	54
重点目標2	民間組織との連携の充実	55

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

近年、子ども・若者を取り巻く環境は、家庭や地域における教育力の低下、ニートやひきこもり等自立に困難を有する若者の増加、インターネットの普及による有害情報の氾濫等、憂慮すべき状況となっています。

こうしたなか、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が、平成22年4月に施行され、県における子ども・若者育成支援についての計画策定が努力義務とされました。また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されました。

本県の青少年総合対策については、従前より岡山県青少年総合対策本部における青少年施策体系に基づいて推進してきましたが、「子ども・若者育成支援推進法」の制定を受けて作成された国の大綱である「子ども・若者ビジョン」を勘案し、新たに「岡山県子ども・若者育成支援計画～おかやま子ども・若者ビジョン～（仮称）」を策定するものです。

## 2 基本理念等

これまでの県の青少年施策の目標である「社会的に自立した青少年の育成」の趣旨を継承して、基本理念を「子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて」とし、次代を担う子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を推進していきます。

また、子ども・若者を取り巻く現状と課題を踏まえながら、ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援を施策の柱の一つとしました。

## 3 計画の位置付け

子ども・若者育成支援推進法第9条第1項における「都道府県子ども・若者計画」です。

## 4 計画の期間

平成24年度(2012年度)から平成28年度(2016年度)までの5年間とします。

## 5 計画の対象者

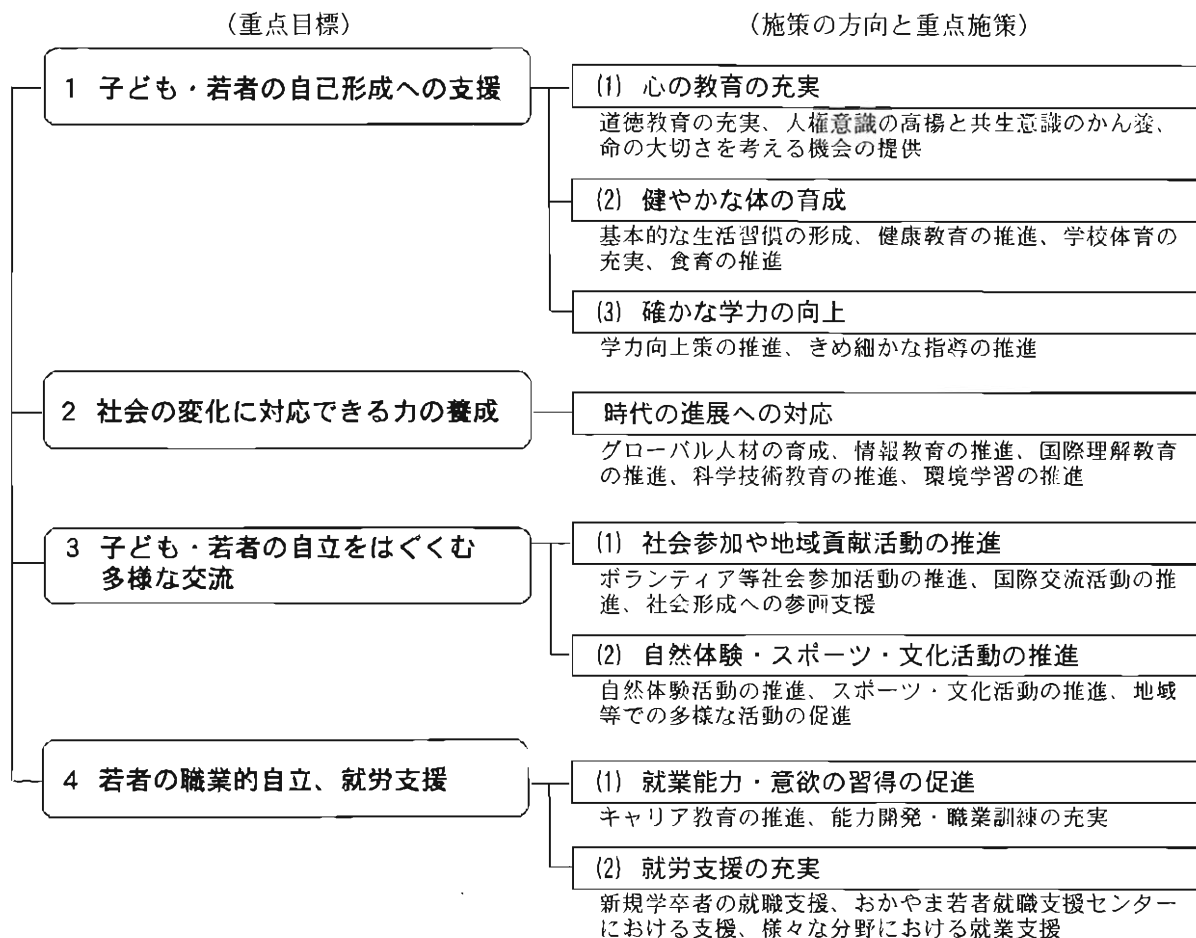
計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、30歳未満の者としませんが、雇用など特定の施策分野においては40歳未満の者も計画の対象とします。

なお、「子ども・若者」の呼称・年齢区分は、法令により様々であることから、施策によっては、「青少年」、「少年」、「児童生徒」等の用語を使用しています。

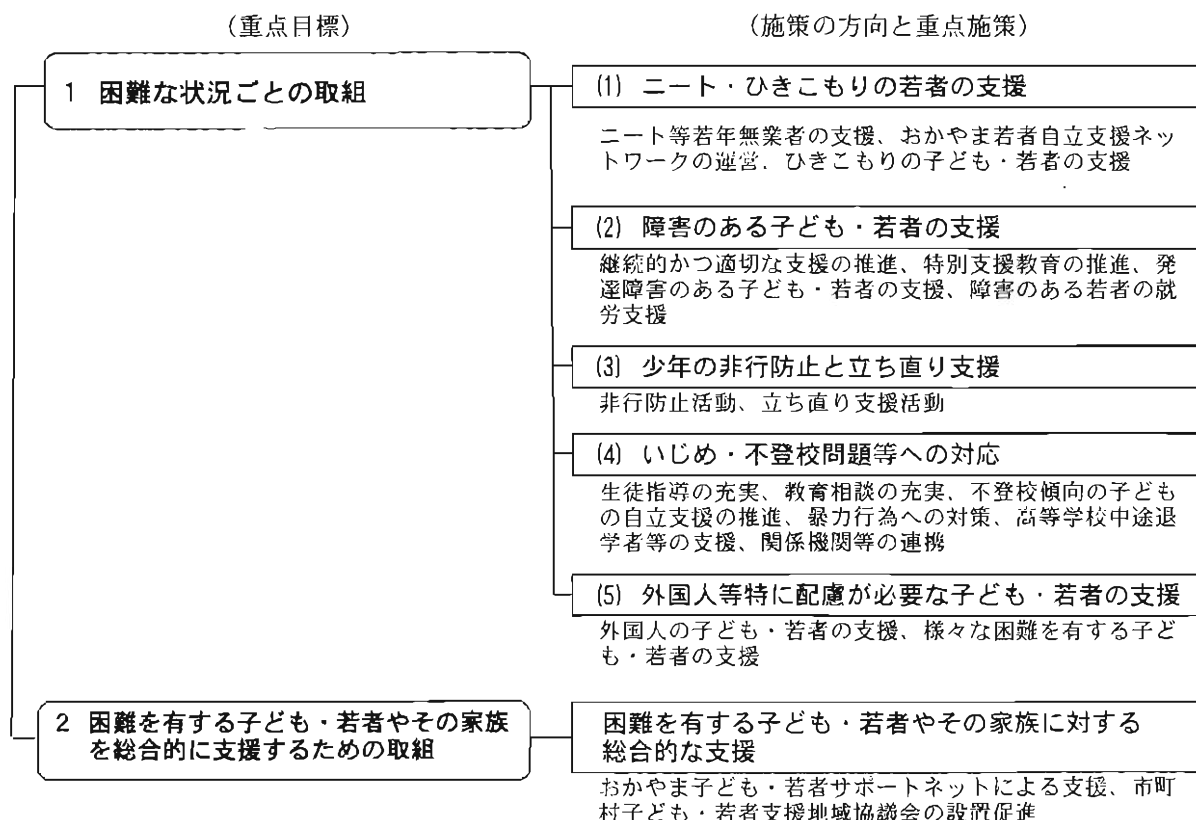


## 6 施策の体系

### 基本目標Ⅰ すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援



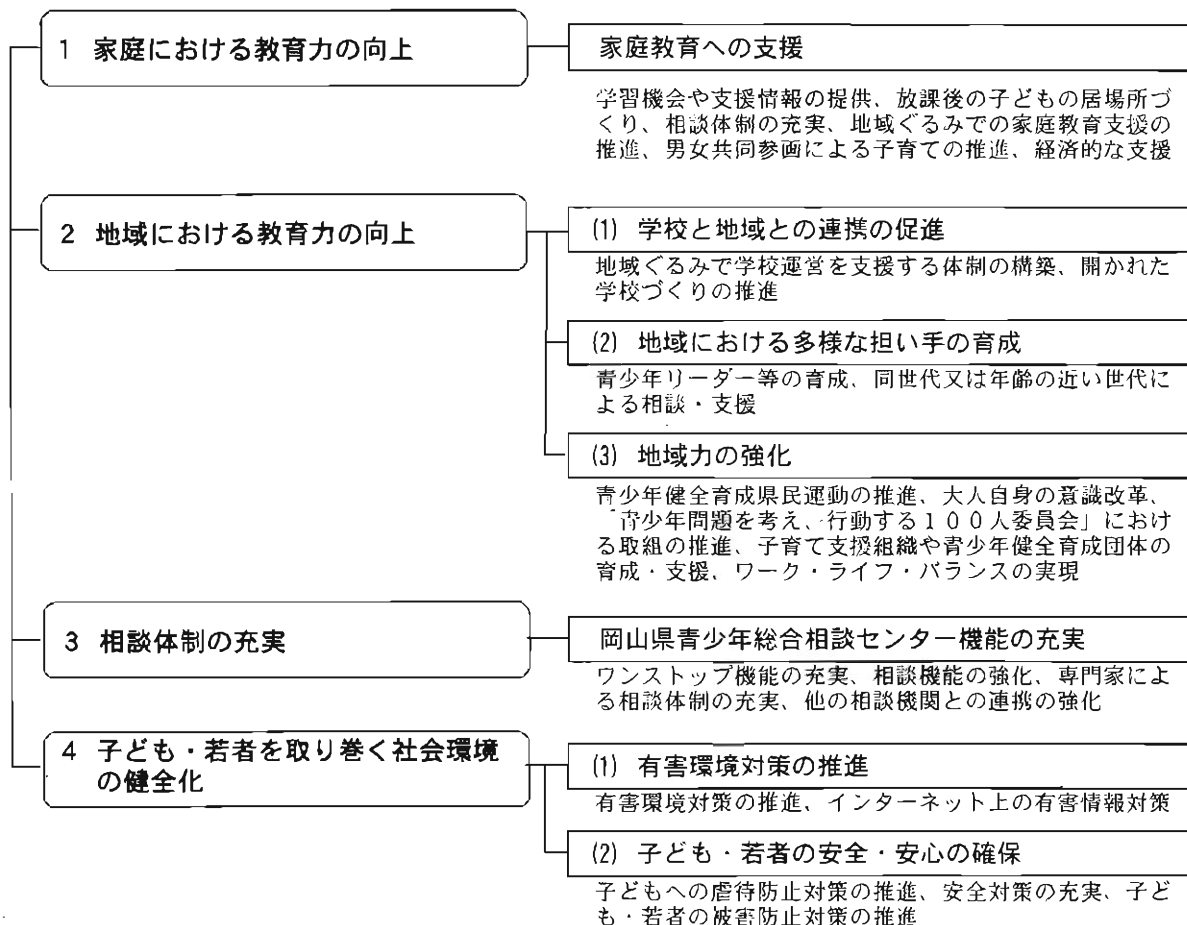
### 基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族への支援



## 基本目標Ⅲ 子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり

(重点目標)

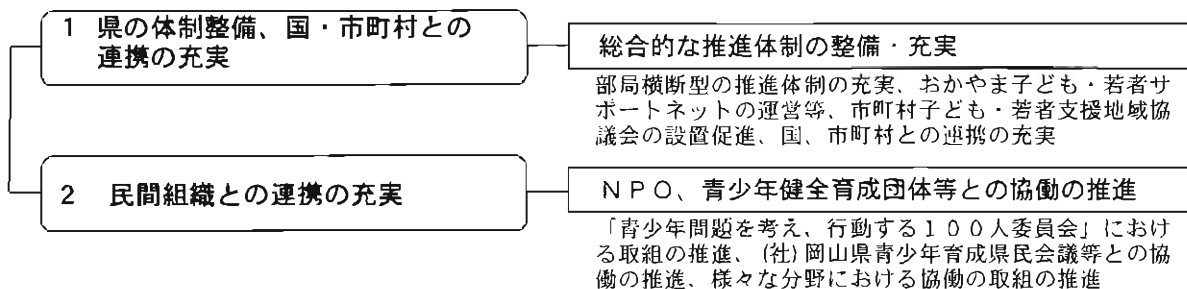
(施策の方向と重点施策)



## 基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

(重点目標)

(施策の方向と重点施策)



## 7 数値目標

取組の効果が検証できるよう、平成28年度（2016年度）を目標年次とする21の数値目標を設定します。

### 基本目標Ⅰ すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

数 値 目 標	現況値	目標値
全国学力・学習状況調査(平均正答率)の全国順位	小学校 26位 中学校 37位	小学校 10位以内 中学校 10位以内
授業以外で平日に1時間以上学習する生徒の割合	58.4%	70%
英語に関する検定等の受験者数	28,653人/年	40,000人/年
イングリッシュキャンプなど英語体験イベントの開催箇所数	2箇所/年	10箇所/年
大学生災害ボランティア研修会受講者数	1,322人/年	1,600人/年
身近な自然体験プログラムの参加者数	7,504人/年	20,000人/年
技能検定に合格した県内工業高校生の割合	1.7%	5.1%
おかやま若者就職支援センター登録者の就職決定率	64.1%	70.0%
高等技術専門校修了生の就職率	85.3%	90.0%

### 基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

数 値 目 標	現況値	目標値
発達障害のある人への支援体制を整備している市町村数	9市町村	全市町村
特別支援学校高等部卒業者の就職状況	21.2%	40%
民間企業における障害者実雇用率	全国12位	全国10位以内
小・中・高等学校における不登校の出現割合 (児童生徒1,000人当たり)	16.4人	全国平均以下
小・中・高等学校における暴力行為の発生割合 (児童生徒1,000人当たり)	11.3件	全国平均以下
子ども・若者支援地域協議会を設置している市町村数	0市町村	5市町村

### 基本目標Ⅲ 子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり

数 値 目 標	現況値	目標値
地域子育て支援拠点数	95箇所	200箇所
保育所入所待機児童数	65人	0人
病児・病後児保育の実施箇所数	33箇所	60箇所
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	258箇所	700箇所
防犯ボランティア人数	53,663人	100,000人

### 基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

数 値 目 標	現況値	目標値
子ども・若者育成支援計画を策定している市町村数	2市町村	15市町村

## 8 計画の点検・評価

目標指標の進捗（達成）状況により、取組の効果を検証するとともに、計画の推進にあたっては、子ども・若者の立場を第一に考えることが重要であることから、節目節目に子ども・若者の意識や実態に関する調査を実施して、その結果を県民に公表するとともに、施策に反映していきます。

## 第2章 現状と課題

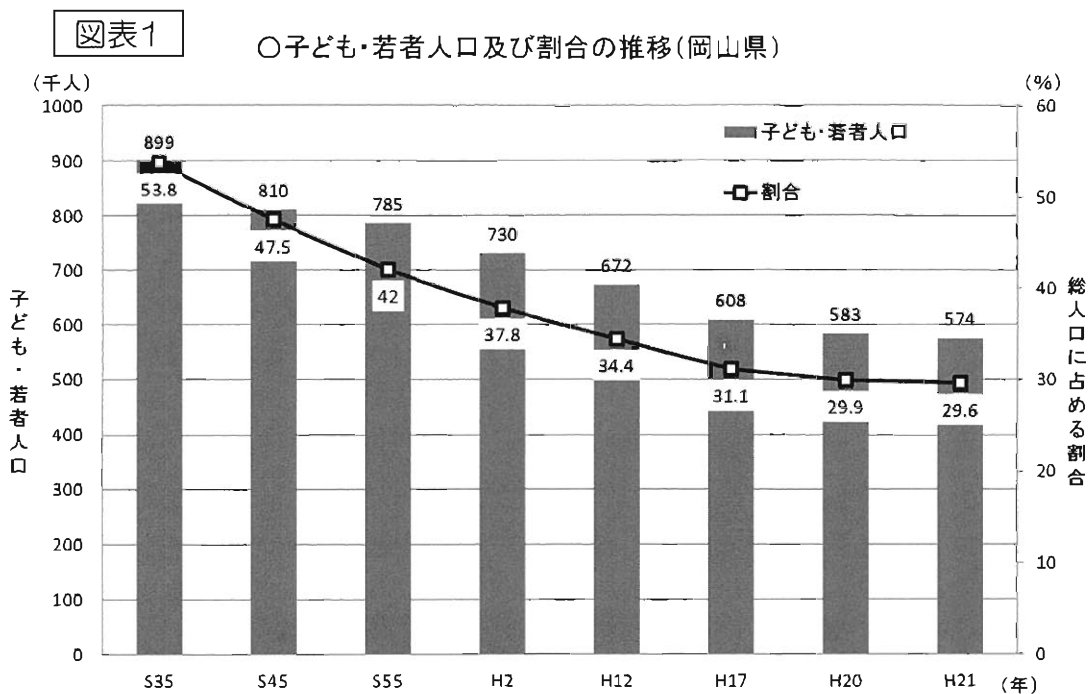
### 1 子ども・若者を取り巻く社会環境と子ども・若者の状況

#### (1) 子ども・若者人口の現状と推移

総務省の人口推計によれば、平成21年10月1日現在の岡山県の総人口は、194万2,000人となっており、このうち、「岡山県子ども・若者育成支援計画～おかやま子ども・若者ビジョン～（仮称）」（以下「本計画」という。）が対象とする子ども・若者（0～29歳）の人口は57万4,000人で、総人口の29.6%を占めています。

本県の子ども・若者を男女別にみると、男子は29万1,000人、女子は28万2,000人、男子が女子を9,000人上回っており、女子100人に対して男子103人の割合となっています。

子ども・若者人口の推移をみると、昭和50年以降ほぼ一貫して減少しています。また、総人口に占める子ども・若者の割合も、昭和49年に初めて半数を下回り、その後も低下を続けています。平成21年には29.6%で、前年に比べ0.3ポイント低下しました。

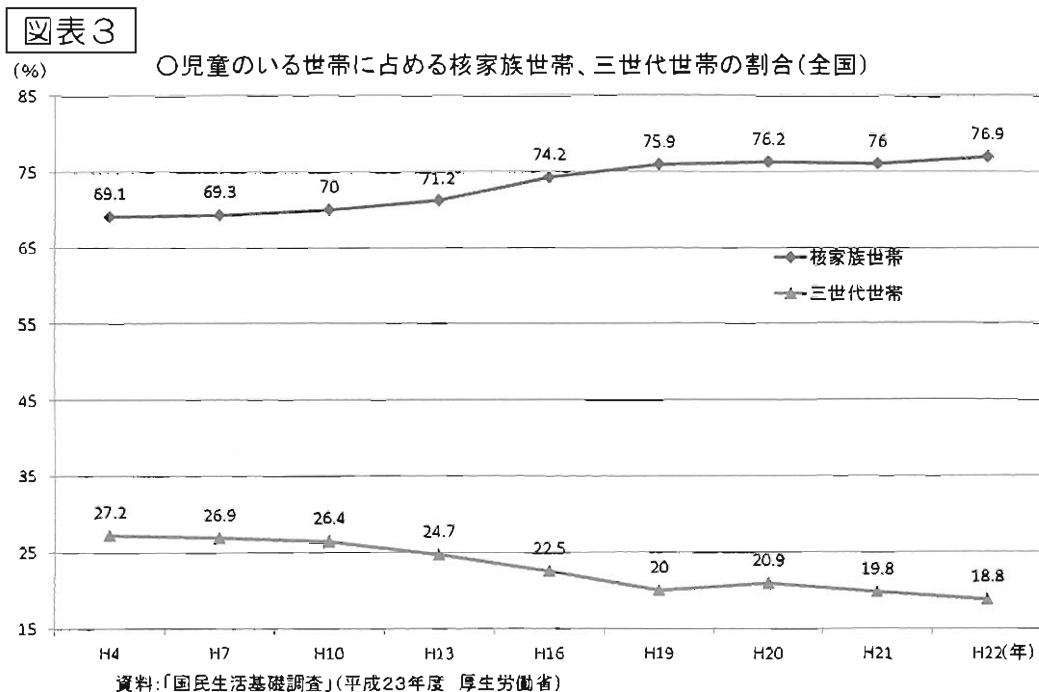
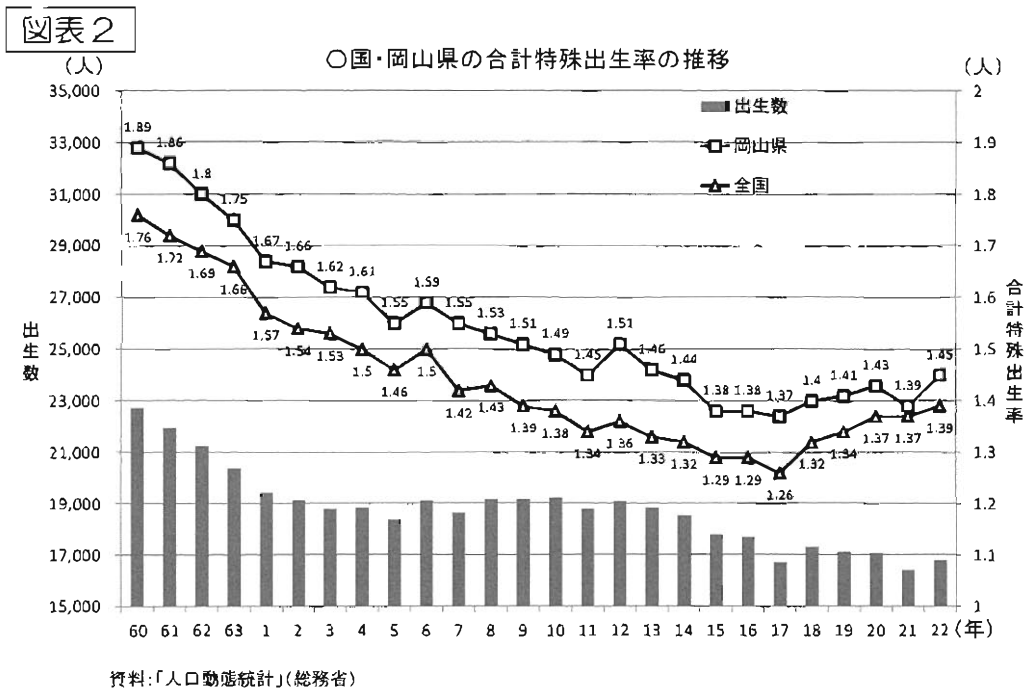


子ども・若者人口：0～29歳の人口（10月1日現在）  
資料：「国勢調査」、「推計人口」（総務省）

## (2) 少子化・核家族化の進行

本県における出生数は、全国の状況と同様に、穏やかな減少傾向にあり、合計特殊出生率については、平成17年に1.37（全国平均1.26）と過去最低を記録し、その後、平成22年には1.45と多少上昇の傾向がみられるものの、人口を維持するために必要と言われている2.07程度を下回り、全国と同様に子どもの減少傾向が続いています。

また、全国の状況として、児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合は上昇の傾向、三世帯世帯の割合は減少の傾向にあります。



### (3) 子ども・若者を取り巻く時代の進展

#### ① 国際化の進展

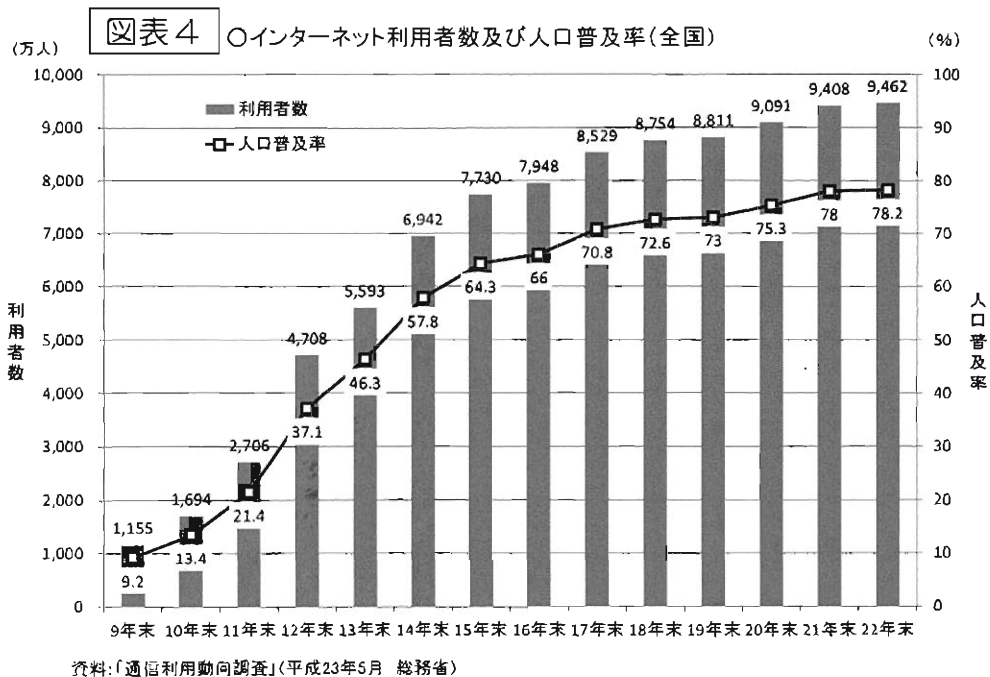
経済、社会、文化など様々な分野において、人、物、情報、サービスなどが国境を越えて活発に行き交うグローバル化が急速に進展しており、次代を担う子ども・若者には、国籍・民族・文化的背景等の違いを超えて多様な文化や価値観を認め合い、国際社会の一員としての自覚を持ち、地球的な視野を持って行動することが必要となっています。

#### ② 情報化社会の進展

情報通信技術の急速な発展は、生活の利便性を向上させ、時間や距離の制約を克服し、文字や音声、映像などによる情報について、瞬時の入手を可能とし、世界的規模での情報伝達等を可能にしました。

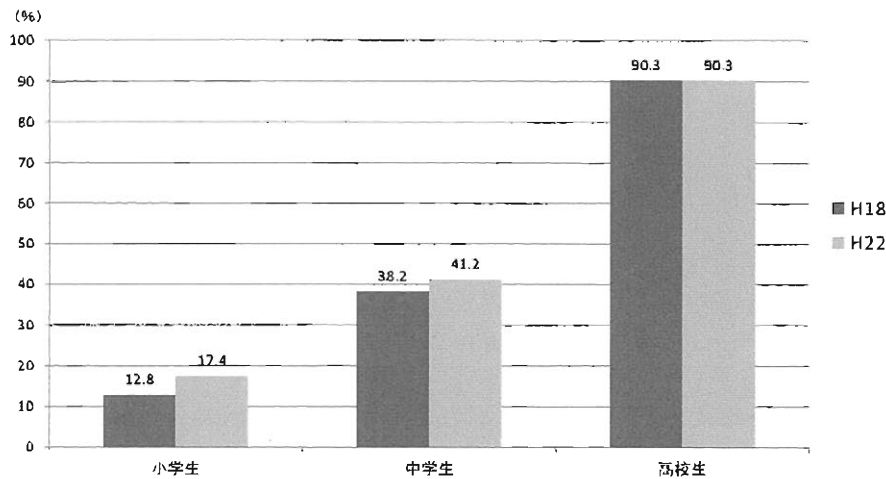
現代に生きる子ども・若者は、この高度化した情報システムを駆使し、より高度なネットワークを構築し、新たな産業や文化等を創造していくことが期待されます。

日常生活においても、インターネットの全国における人口普及率は78%にまでなっており、本県における自分専用の携帯電話を持つ小学生は17.4%、中学生は41.2%、高校生は90.3%となっています。



図表5

○自分専用の携帯電話を所持している児童・生徒の割合



資料:「青少年の意識等に関する調査」(平成18年度及び平成22年度 岡山県)

### ③ 環境問題、資源エネルギー問題

これまでの大量生産・大量消費の社会・経済システムは、科学技術の進歩や社会生活の発展をもたらした一方で、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境問題や資源エネルギー問題を引き起こしています。

こうした地球環境問題など人類全体で取り組まなければならない問題が深刻化する中、県民一人ひとりが環境に対する意識を高め、廃棄物や温室効果ガスの排出削減等に取り組むことにより、持続可能な循環型社会を形成する必要があります。

## (4) 子ども・若者自身の状況

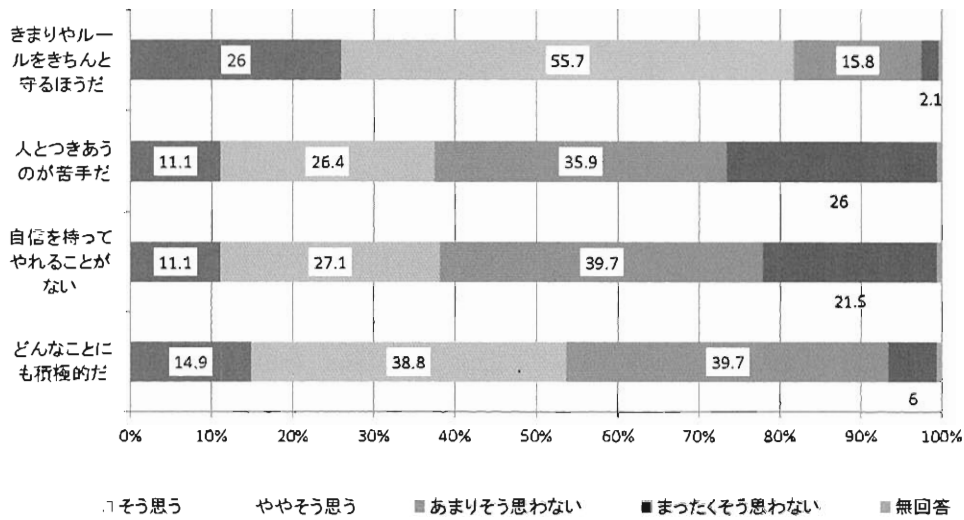
### ① 子ども・若者の自己形成

「青少年の意識等に関する調査」(平成22年度 岡山県)において自分の性格について尋ねたところ、「人とつきあうのが苦手だ」「自信を持ってやれることがない」について、約4割の青少年が「そう思う」「ややそう思う」と回答しています。

体格及び体力の状況を経年変化で見ると、昭和57年と平成21年を比較した場合、身長、体重は向上しましたが、「走る」、「投げる」等の基礎的な体力・運動能力は低下又は停滞の傾向にあり、ピーク時に比べて依然低い状態にあります。

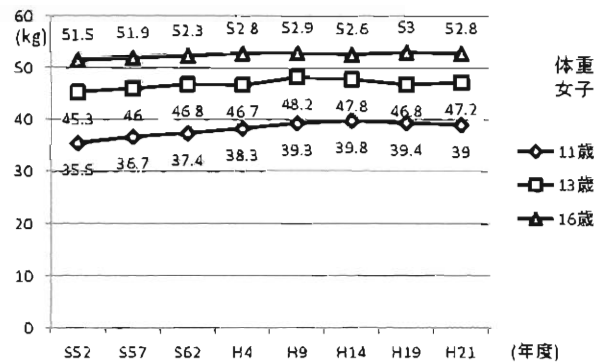
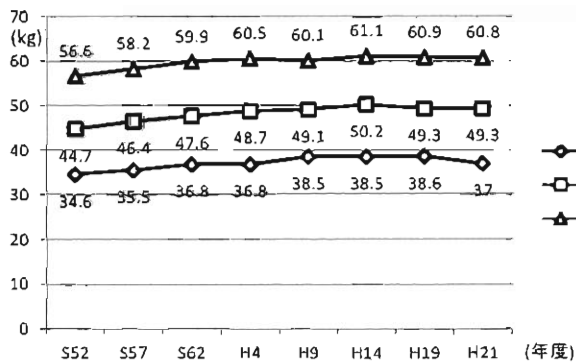
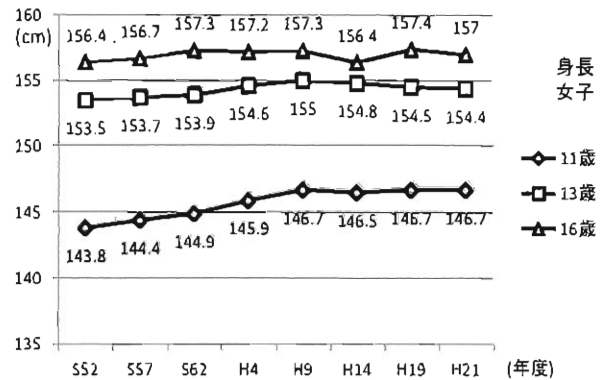
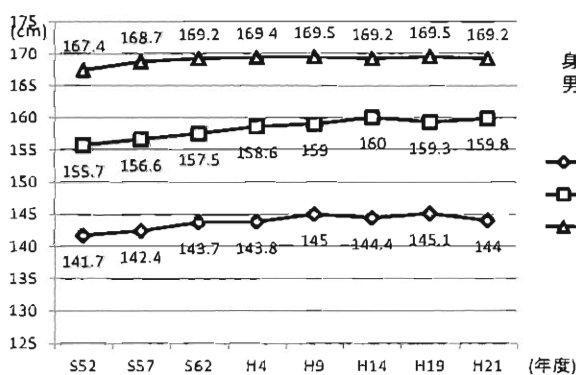
本県の学力については、平成19年～22年度実施の「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)によると、各教科の平均正答率は多くの科目・問題において全国を下回っています。

図表6 ○自分自身の性格についてどう思うか。



資料：「青少年の意識等に関する調査」(平成22年度 岡山県)

図表7 ○子どもの体格の状況

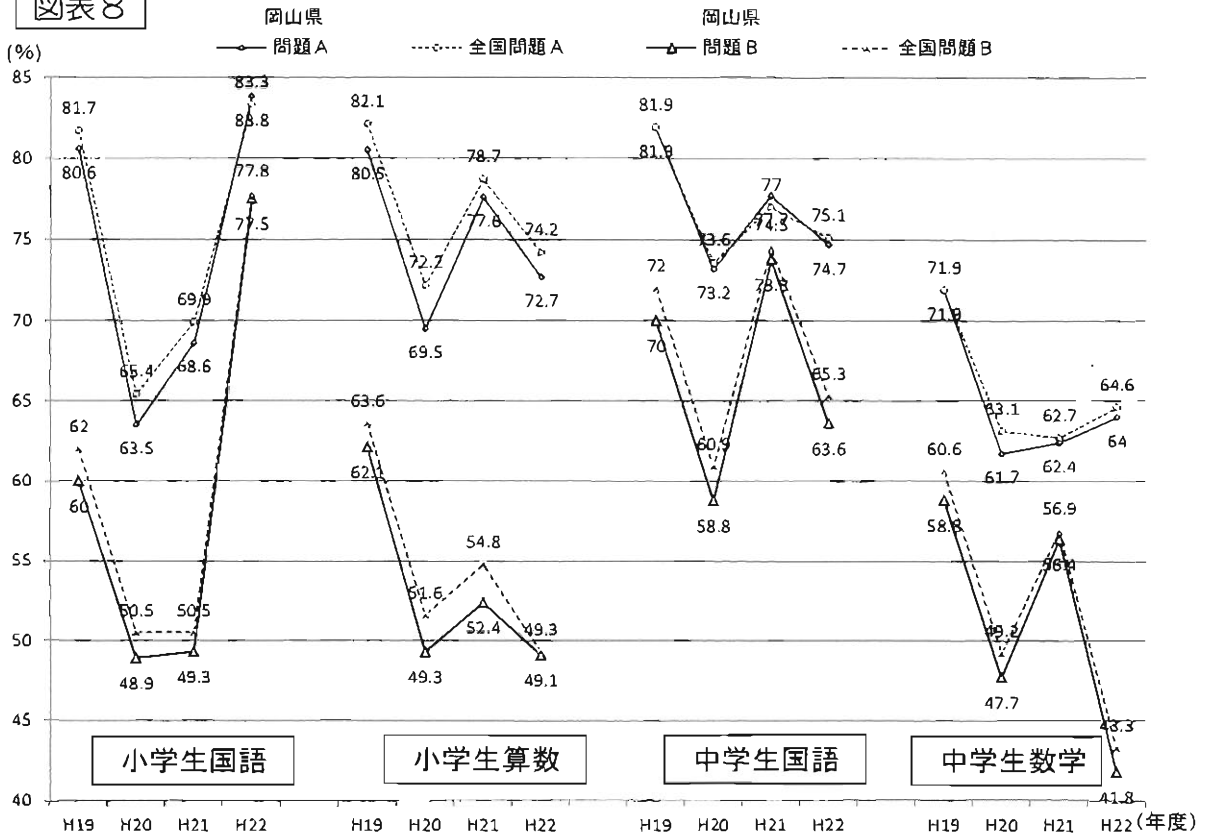


資料：岡山県教育庁調べ



図表8

○全国学力・学習状況調査



(A問題：主に知識に関する問題、問題B：主に活用に関する問題) (平成19～21年は悉皆調査、平成22年は抽出調査)

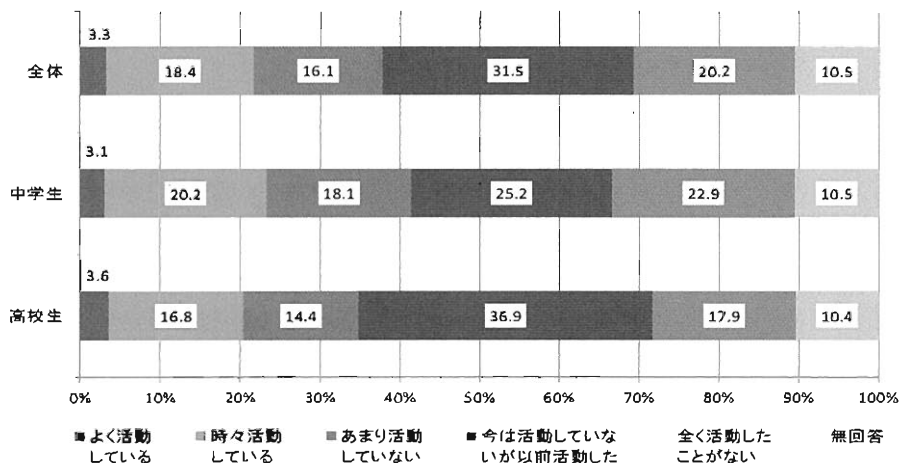
資料：「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

② 子ども・若者の地域活動

「青少年の意識等に関する調査」によると、ボランティア活動について「よく活動している」「時々活動している」中学生は23.3%、高校生は20.4%にとどまっております。社会参加や地域貢献活動の推進が必要です。

図表9

○ボランティア活動への参加頻度

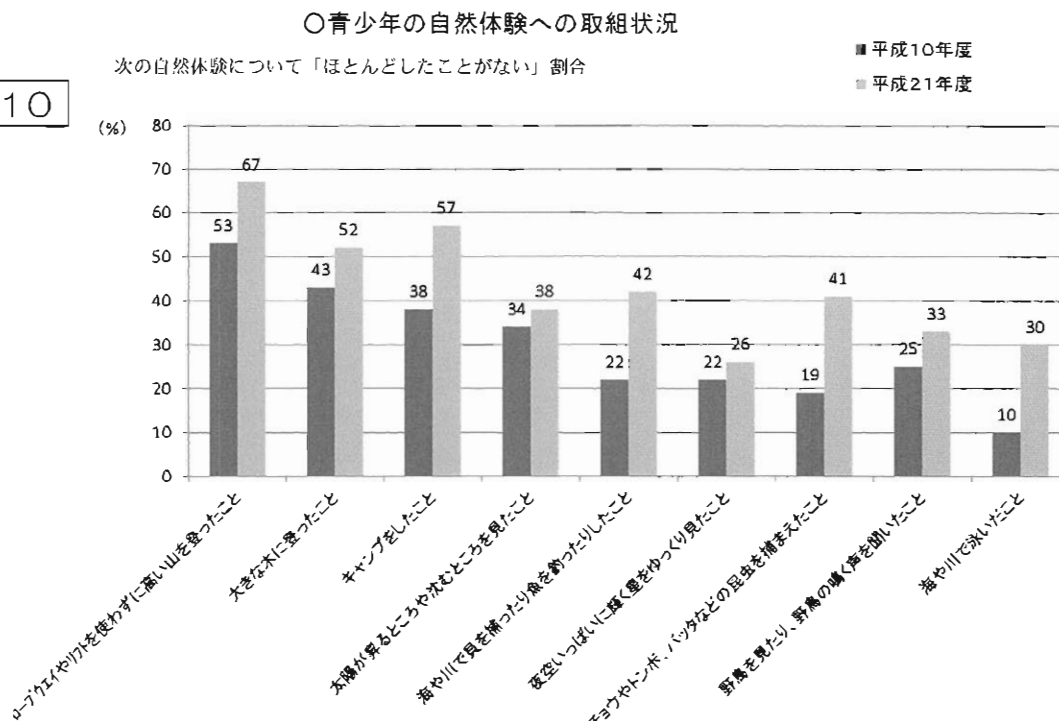


資料「青少年の意識等に関する調査」(平成22年度 岡山県)

### ③ 子ども・若者の自然体験

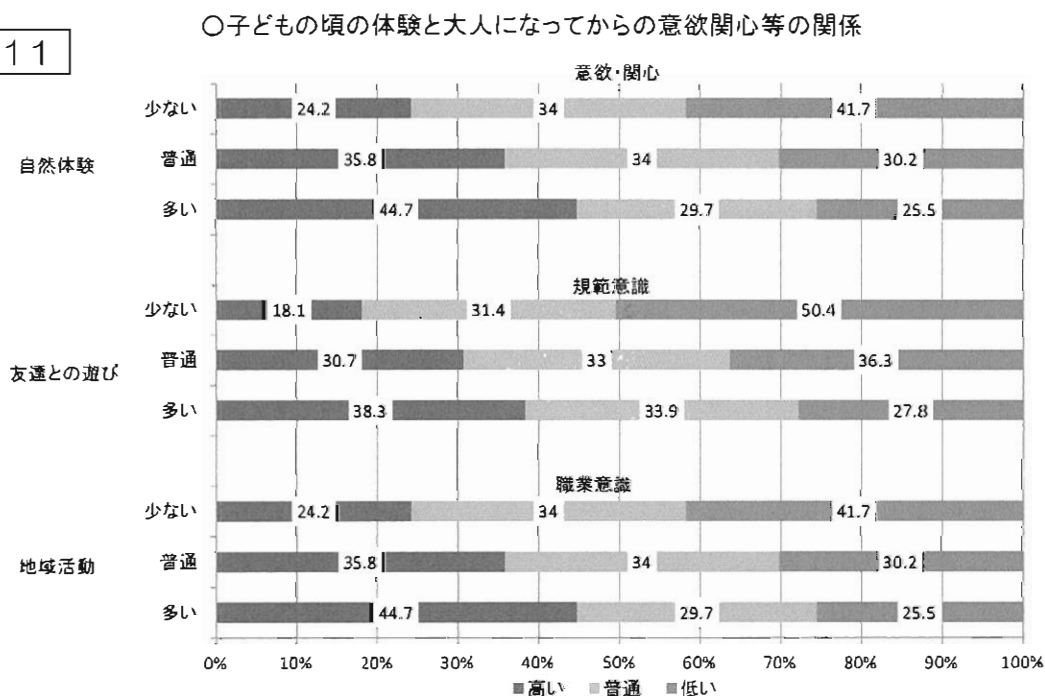
独立行政法人国立青少年教育振興機構の調査によると、個々の体験活動について、「キャンプをしたこと」や「海や川で泳いだこと」等の自然体験について、ほとんどしたことがない子ども・若者が平成10年度と比較して全般的に増加しています。

図表10



資料:「青少年の体験活動等と自立に関する調査」(平成22年度 独立行政法人国立青少年教育振興機構)

図表11



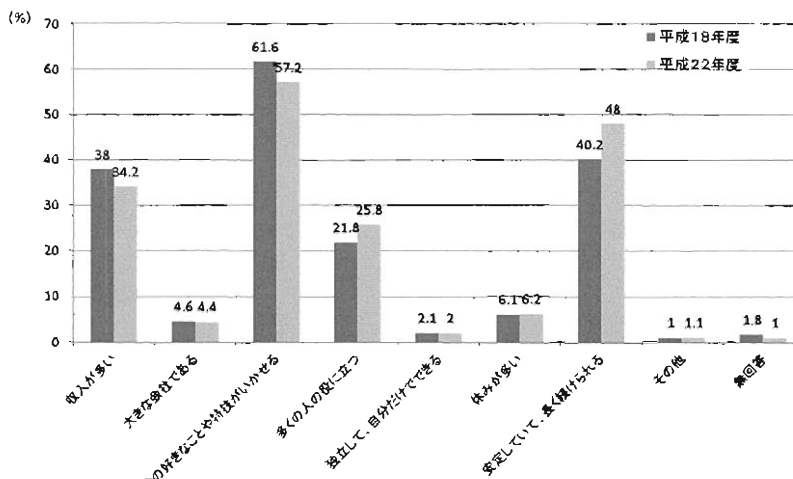
資料:「青少年の体験活動等と自立に関する調査」(平成22年度 独立行政法人国立青少年教育振興機構)

#### ④ 若者の就労状況等

「青少年の意識等に関する調査」によると、青少年が職業選択にあたってのポイントと考えているのは、「自分の好きなことや特技がいかせる」57.2%、「安定して長く続けられる」48%などとなっています。

図表12

○青少年の職業選択にあたってのポイント(特に大事だと思うこと)



資料:「青少年の意識等に関する調査」(平成22年度 岡山県)

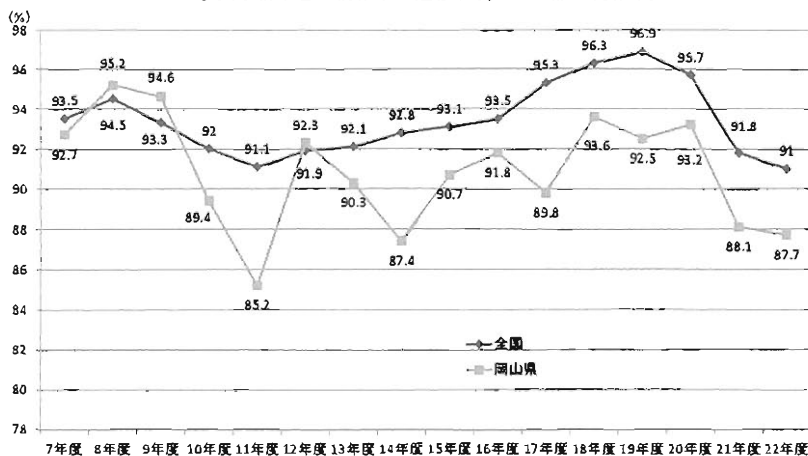
長引く景気の低迷により、雇用情勢は依然として厳しい状況であり、失業率の高止まりなど雇用の確保が大きな社会問題となっています。

全国の平成22年度の大学新卒者の4月1日現在の就職率は、就職氷河期と言われた平成11年度を下回り、過去最低の91%となっています。

また、雇用・就業形態の多様化が進む中、パート、有期契約、派遣など低賃金で不安定な雇用形態で働かなくてはならない若者が増加しています。

図表13

○大学新卒者の就職率の推移(4月1日時点の就職率)



資料:「雇用労働等統計」(岡山労働局)より作成

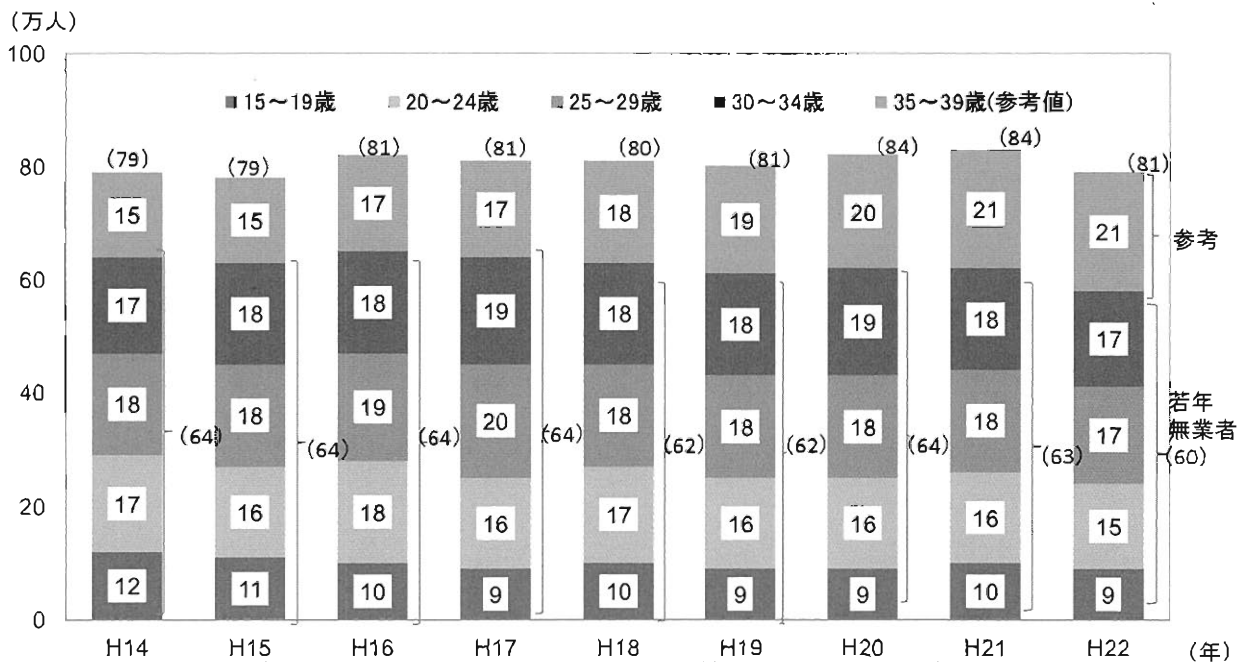
## 2 様々な困難を有する子ども・若者

### (1) ニート・ひきこもりの子ども・若者

「労働力調査」(総務省)によると、平成22年度の若年無業者(ニート)の若者は全国で約60万人おり、近年の長期不況の影響で高止まりの状況にあります。

図表14

○若年無業者(ニート)数の推移(全国)



(注)1 若年無業者については、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者として集計。

2 総務省統計局「労働力調査」では若年無業者は15~34歳であるが、ここでは法律の趣旨を踏まえ、35~39歳の該当者も参考値として掲載している。

資料:「労働力調査」(総務省)

平成19年の「就業構造基本調査」(総務省)によると、全国の若年無業者数(15~34歳)は、632,700人、県内では9,700人となっています。

この調査における若年無業者とは、15歳から34歳で家事も通学もしていない無業者のうち、以下の者をいいます。

- 1 就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者(非求職者)
- 2 就業を希望していない者(非就業希望者)

平成22年度の「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」(内閣府)から推計されるひきこもりの若者は、全国で69.6万人となり、これを人口比で単純に割り出すと、本県においては約1万人のひきこもりの若者がいる計算になります。

図表15

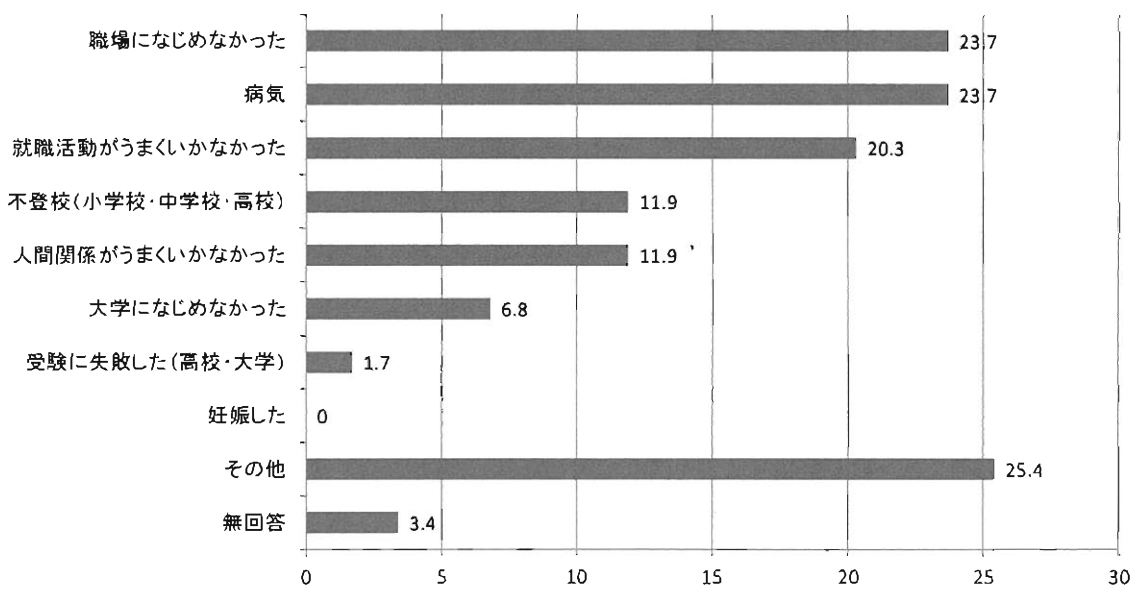
○ひきこもり群の定義・推計数

(注1)	有効回収率に 占める割合(%)	全国の推計数 (万人)(注2)	狭義の ひきこもり 23.6万人 (注3)
	ふだんは家にいるが、近くのコンビニなどには出かける	0.40	
自室からは出るが、家からは出ない	0.09	3.5	
自室からほとんど出ない	0.12	4.7	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.19	準ひきこもり 46.0万人	
計	1.79	広義のひきこもり 69.6万人	

- (注) 1 ア) 現在の状態となって6か月以上の者のみ  
 イ) 「現在の状態のきっかけで」、「病気(病名: )」に統合失調症又は身体的な病気、又は「その他( )」に自宅で仕事していると回答した者を除く  
 ウ) 「ふだん自宅にいるときによくしていること」で、「家事・育児をする」と回答した者を除く  
 2 総務省「人口推計」(2009年)によると、15~39歳人口は3880万人より、有効回収率に占める割合(%)×3880万人=全国の推計数(万人)  
 3 厚生労働省の新ガイドラインにおけるひきこもりの推計値は25.5万世帯となっており、ほぼ一致する。  
 資料:「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」(平成22年度 内閣府)

図表16

○ひきこもりになったきっかけ



資料:「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」(平成22年度 内閣府) (%)

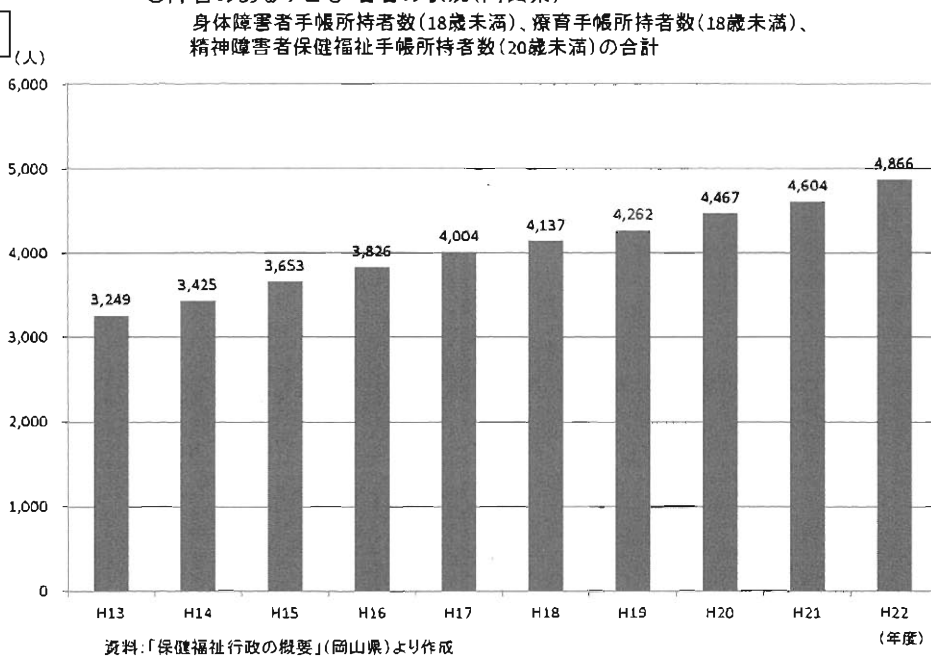
## (2) 障害のある子ども・若者

県内公立小・中学校における特別な支援が必要な児童生徒数は、年々増加しており、なかでも、発達障害のある子ども・若者への支援が課題となっています。

こうした状況から、障害のある子ども・若者に対する支援を強化するとともに、障害のある子ども・若者への理解を深めることが必要となっています。

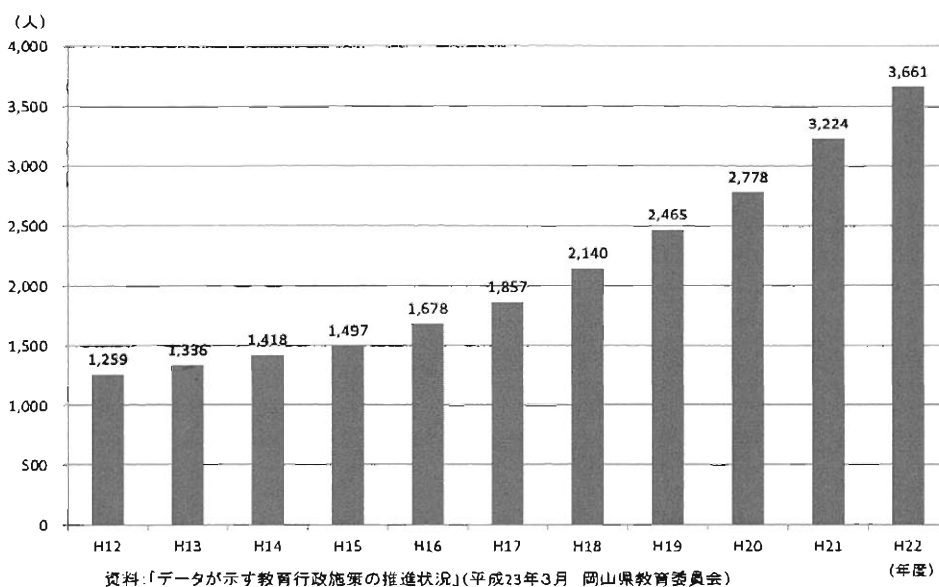
○障害のある子ども・若者の状況(岡山県)

図表17



図表18

○小・中学校特別支援学級の児童生徒数の推移(岡山県)



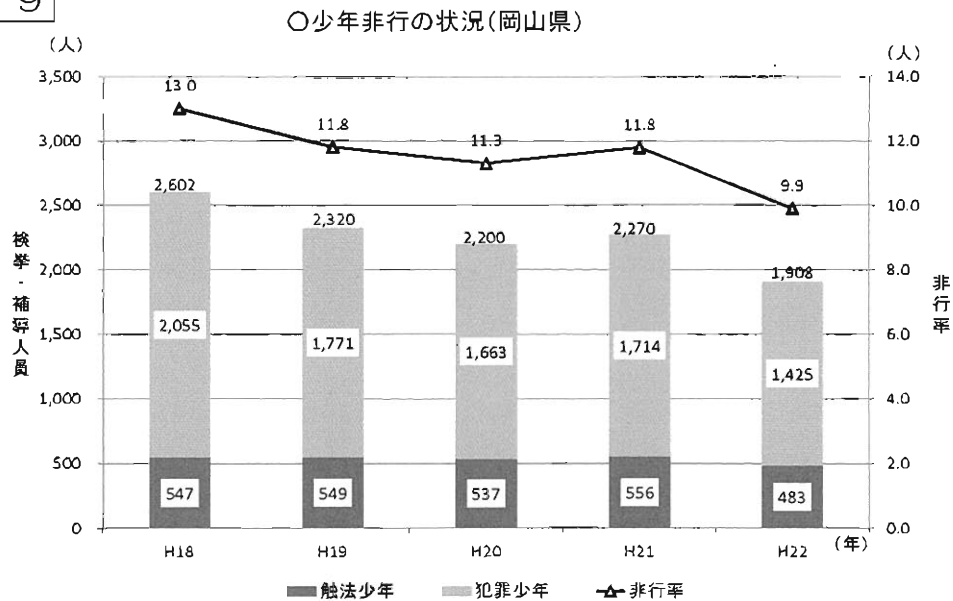
### (3) 少年非行の状況

刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成10年をピークに減少傾向にあり、平成22年においては初めて2,000人を切り1,908人となっています。しかし、少年人口は県内総人口の約10%であるにも関わらず、成人を含めた全刑法犯検挙・補導人員の約37.4%と高い割合を占めていることは、大変憂慮すべき状況にあると言えます。

また、初発型非行（犯行手段が容易で動機が単純な万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領の4罪種をいう）は刑法犯の65.9%を占めています。

特別法犯少年の検挙状況は、平成20年以降100人を超えて推移しており、平成22年中に覚せい剤取締法違反や大麻取締法違反の薬物犯罪で検挙された少年も7人いました。

図表19



非行率: 10歳から19歳の少年人口1,000人あたりの検挙補導人員の割合  
資料: 岡山県警察本部

#### (4) いじめ・不登校問題等の状況

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)によると、本県のいじめの認知件数については、平成18年度にいじめの定義が変更されたこと、また、いじめの問題が大きく取り上げられ、教職員や児童生徒・保護者のいじめに対する意識が高まったことなどから、大きく増加したものの、平成19年度以降は減少傾向にありましたが、平成22年度については、1,000人あたりの件数が前年度と比較して0.5ポイント増加し、1校当たり1.6件という認知件数となっています。

また、本県の不登校児童生徒数については、小学校では平成11年度の628人(出現率0.53%)、中学校では平成11年度の2,191人(出現率では平成13年度の3.31%)をピークに横ばい状態となっており、出現率は全国平均を上回った状態が続いています。

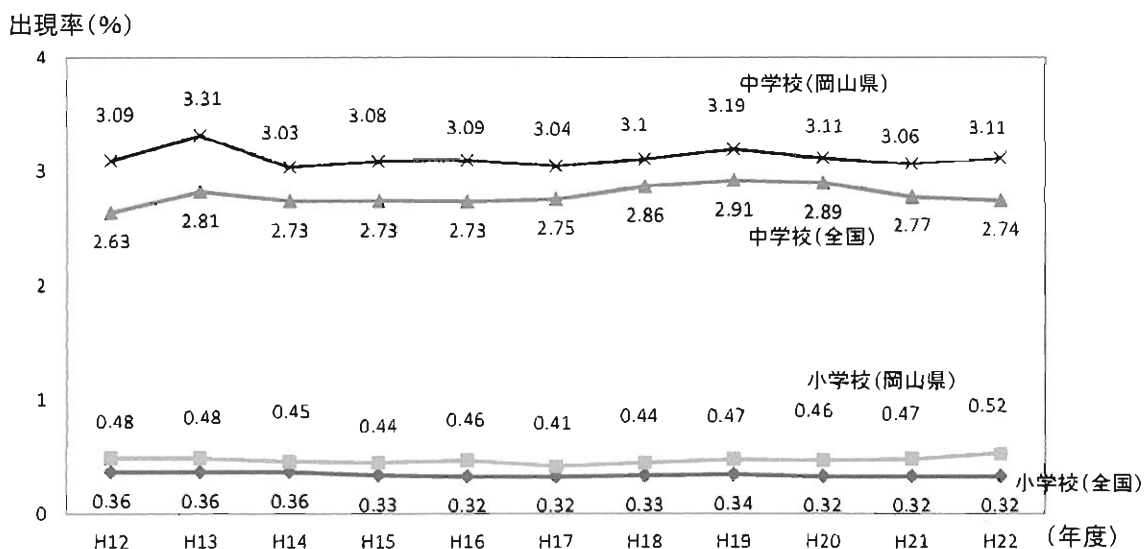
暴力行為の発生件数についても、増加傾向にあり、全国平均と比較しても極めて厳しい状況にあります。

高等学校における中途退学者数は減少傾向にあり、平成22年度の県内の高等学校における中途退学率(在籍者に占める中途退学者の割合)は、1.7%でした。

内閣府が平成22年度に実施した「若者の意識に関する調査(高等学校中途退学者の意識に関する調査)」結果では、高等学校中途退学者の多くが、就労、家庭環境、経済面等において様々なハンディキャップを負っており、そのうちの多くが将来への不安感を抱きつつ、多様な支援を必要としていることが浮かび上がっています。

図表20

○小学校及び中学校における不登校児童生徒数(30日以上欠席者)割合の推移

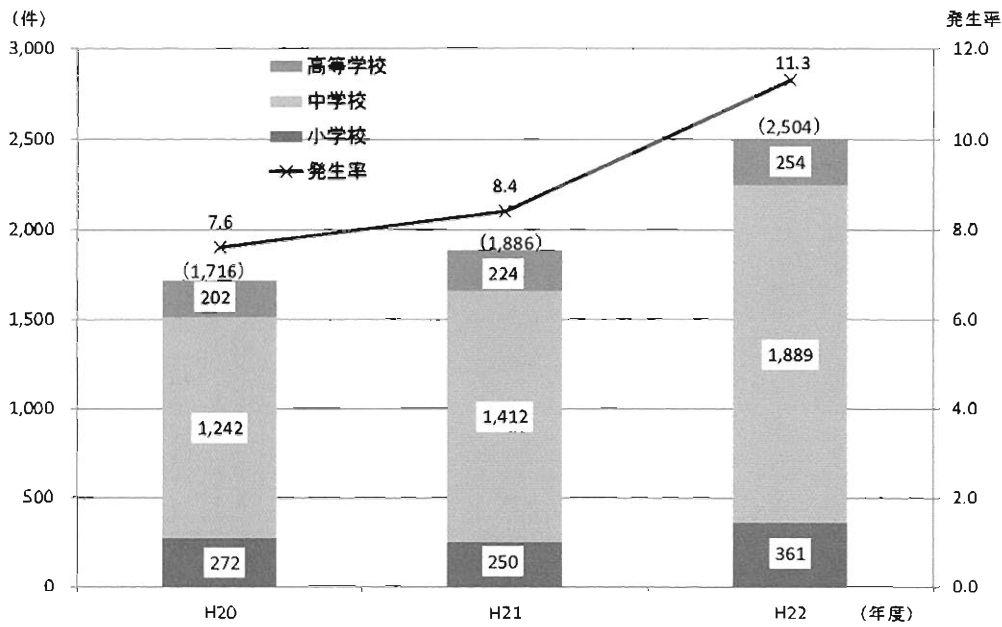


資料:文部科学省調べ、岡山県教育庁調べ  
※ 児童生徒数は公立・国立・私立の合計



図表21

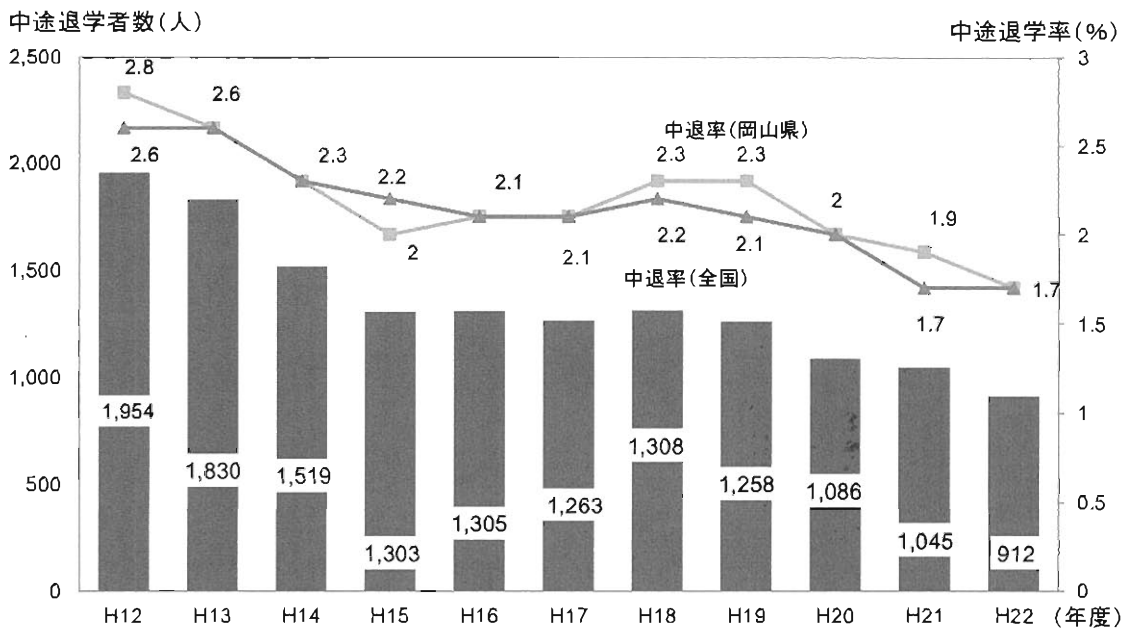
○学校内外における暴力行為の発生件数の推移



資料:岡山県教育庁調べ (公立・国立・私立計) (発生率:児童生徒千人当たりの件数)

図表22

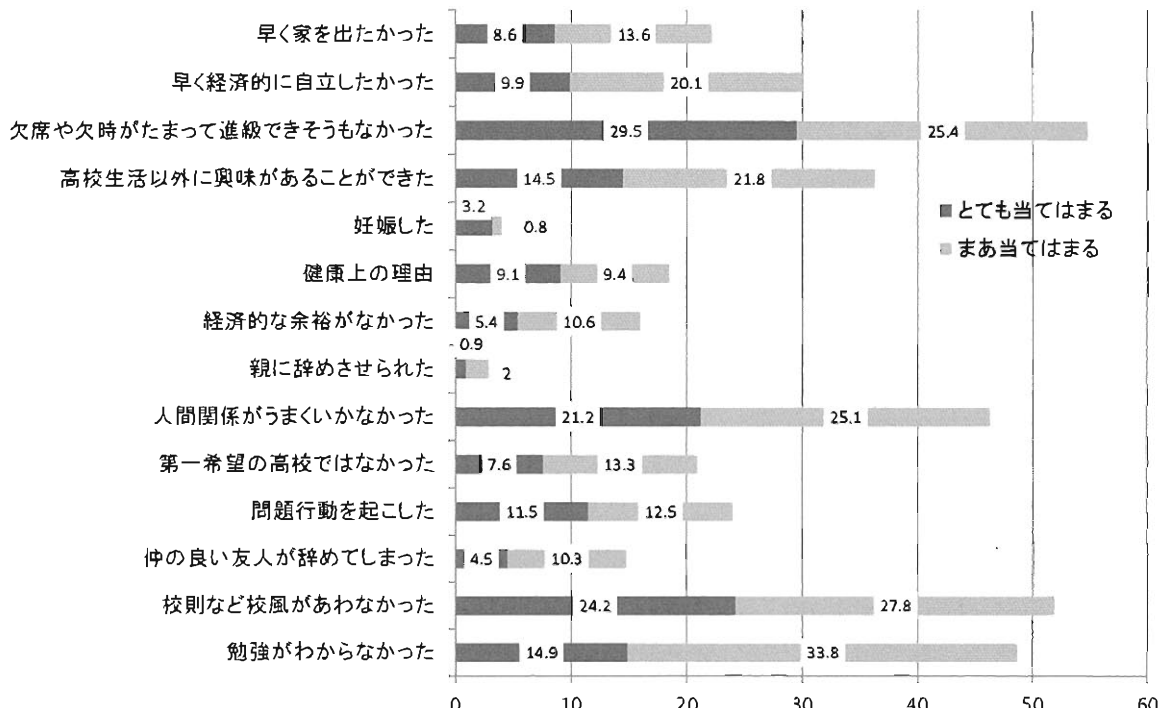
○高等学校における中途退学者の状況



資料:文部科学省調べ、岡山県教育庁調べ  
※ 公立・私立の合計

図表23

○高等学校中途退学の理由



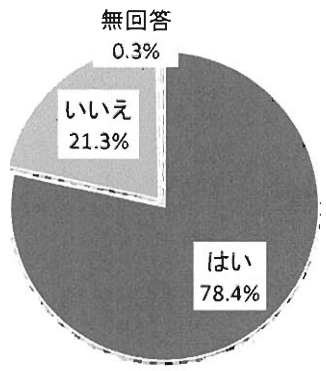
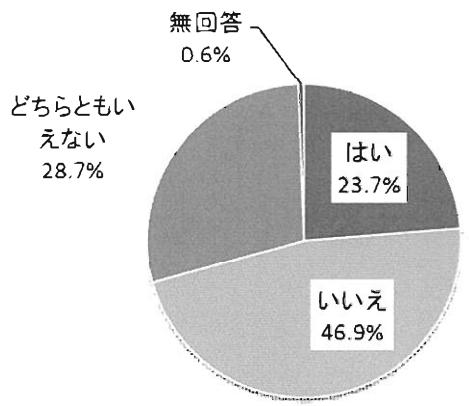
資料:「若者の意識に関する調査(高等学校中途退学者の意識に関する調査)」(平成22年度 内閣府) (%)

図表24

○高等学校中途退学者の意識

○高等学校を辞めたことを後悔しているか

○中途退学後に高卒の資格は必要だと考えたか



資料:「若者の意識に関する調査(高等学校中途退学者の意識に関する調査)」(平成22年度 内閣府)

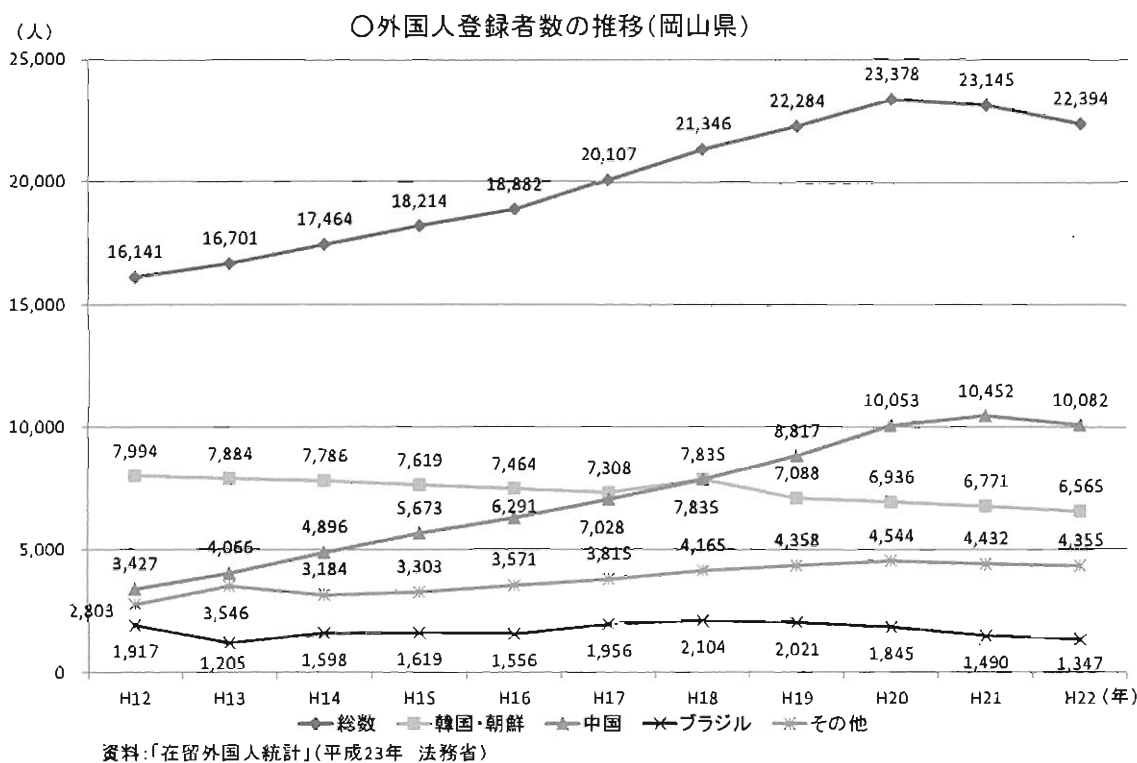
(5) 外国人等特に配慮が必要な子ども・若者

本県における外国人登録者数は、平成22年12月末現在で、22,394人で、総人口の1.15%に当たり、10年前の1.4倍になっています。外国人登録者のうち未成年者は1,865人（外国人登録者の14.4%）となっています。

また、「岡山県在住外国人生活状況調査」（平成22年度 岡山県）によると、普段の生活での困りごとでは「言葉」37.1%、「習慣・文化の違い」27.3%の順になっており、在住外国人は、コミュニケーションや子育て、教育、仕事など生活の様々な場面で困難に直面しています。

他にも、特に配慮が必要な子ども・若者への様々な支援が必要とされています。

図表25



図表26

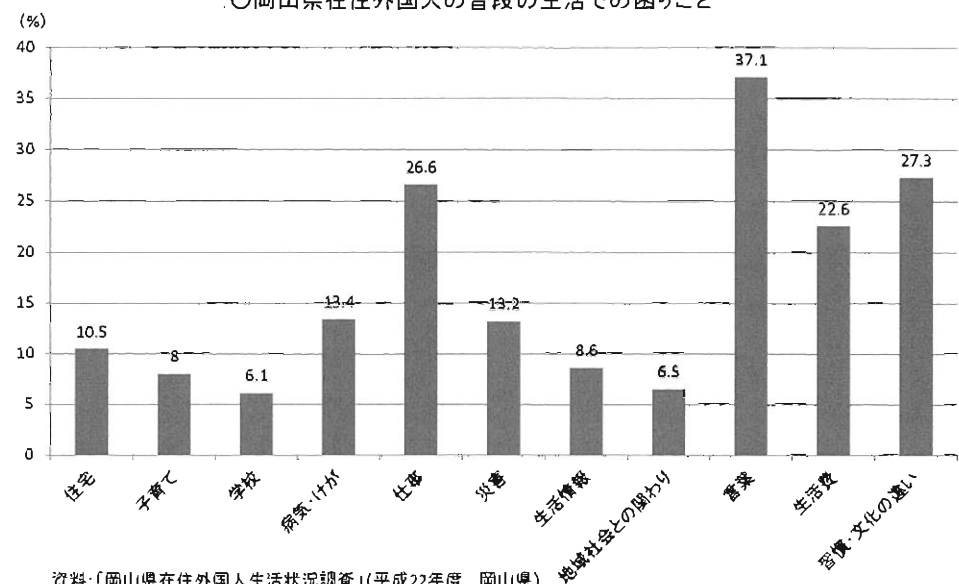
○外国人登録者数のうち未成年者の占める割合

外国人登録者数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	(B)/(A)×100(%)
22,394人(A)	436人	337人	349人	743人	14.4
	1,865人(0～19歳合計)(B)				

資料:「在留外国人統計」(平成23年 法務省)

図表27

○岡山県在住外国人の普段の生活での困りごと



資料:「岡山県在住外国人生活状況調査」(平成22年度 岡山県)

### 3 子ども・若者を取り巻く家庭・地域環境

#### (1) 家庭における教育力

家庭は、子どもが食事やあいさつなどの基本的な生活習慣や命の大切さ、他者への思いやりなどの基本的倫理観を身につける上で、もっとも大切な役割を担っています。

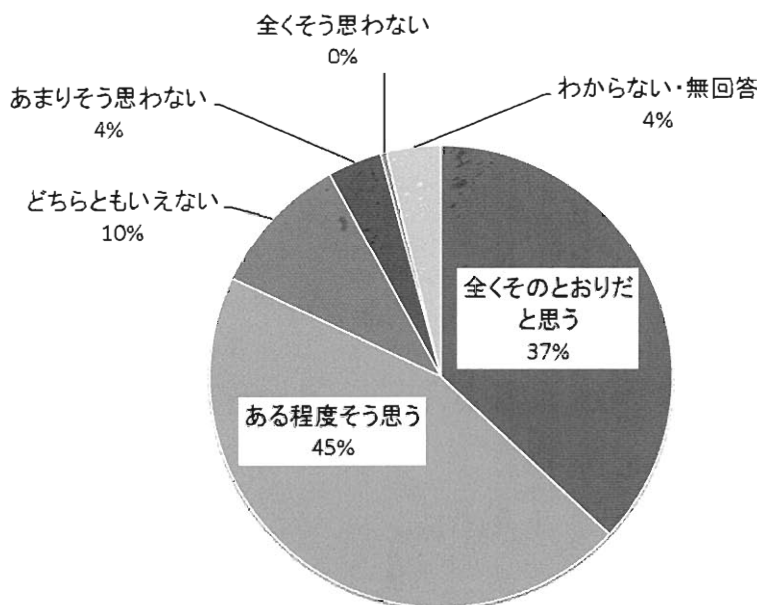
しかし、核家族化、少子化など家庭をめぐる状況の急速な変化や、ゲーム、パソコン等の普及により、子どもが自室などで一人で過ごす時間が増えていることなどを背景に、親子が家庭で一緒に過ごす時間が減少しており、親子のコミュニケーションが不足してきています。

平成19年の国立教育政策研究所の調査によると、「家庭の教育力は低下していると思うか。」という問いに、82%の保護者が「全くそのとおりだと思う」「ある程度そう思う」と回答しています。

また、娯楽・サービス施設の深夜営業など社会の夜型化が進む中、家庭生活も夜型化しており、このことは睡眠時間の減少や朝食の欠食など基本的な生活習慣の乱れに繋がる傾向があります。

「青少年の意識等に関する調査」によると、保護者が子育てやしつけなどについて悩んだり不安を感じていることについて、23.5%の保護者が「子どもの生活習慣が身につけていない」と不安を感じ、19%の保護者が「しつけや教育に自信が持てない」と不安を感じています。

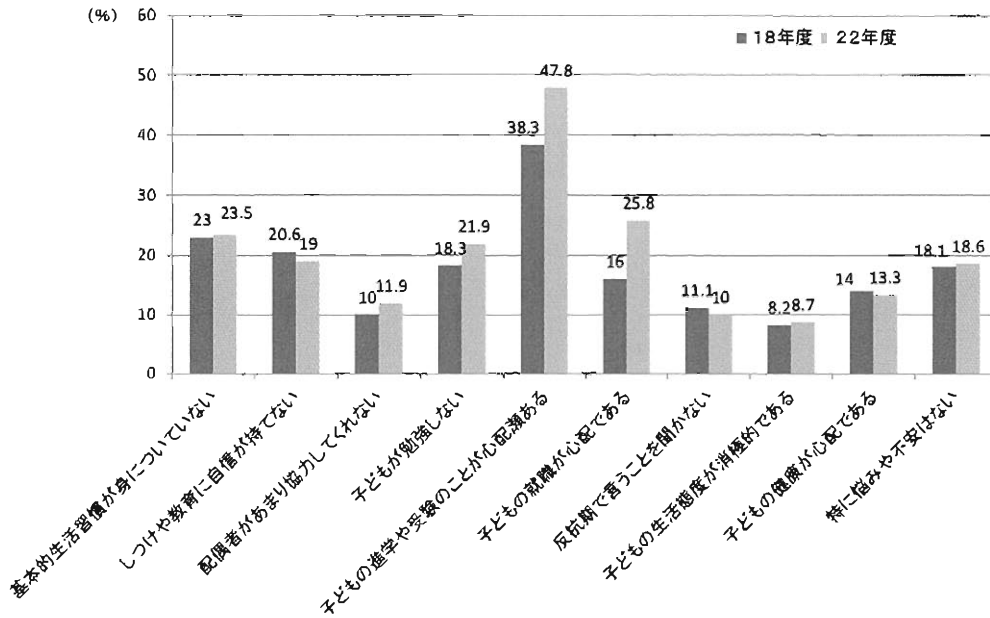
図表28 ○「家庭の教育力は低下していると思うか。」



資料:「家庭の教育力再生に関する調査研究」(平成19年3月 国立教育政策研究所)

図表29

○子育てやしつけについて悩んだり不安を感じていること



資料:「青少年の意識等に関する調査」(平成22年度 岡山県)

## (2) 地域における教育力

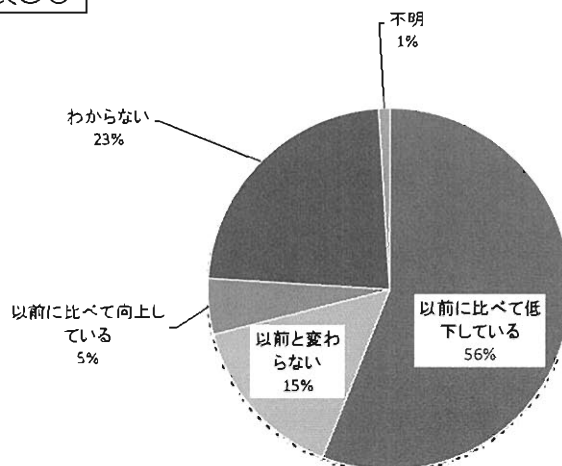
地域は、子どもたちが様々な社会体験活動等を行うことを通じて、基本的な決まりや善悪を判断できる力、社会づくりに主体的に参加する意欲・態度を育む場とされてきました。

しかし、都市化や少子化の進行、地域の人々の連帯感の希薄化を背景として、子どもたちが地域で様々な人々と触れあう機会が減少するなど、青少年を地域で育てるという意識が弱くなってきています。

また、保護者が地域活動に積極的に参加しなくなったことや遊び場の減少により、子どもたちは、異世代との交流や地域行事などに参加する機会が減り、子ども同士の関わりも少なくなってきています。

図表30

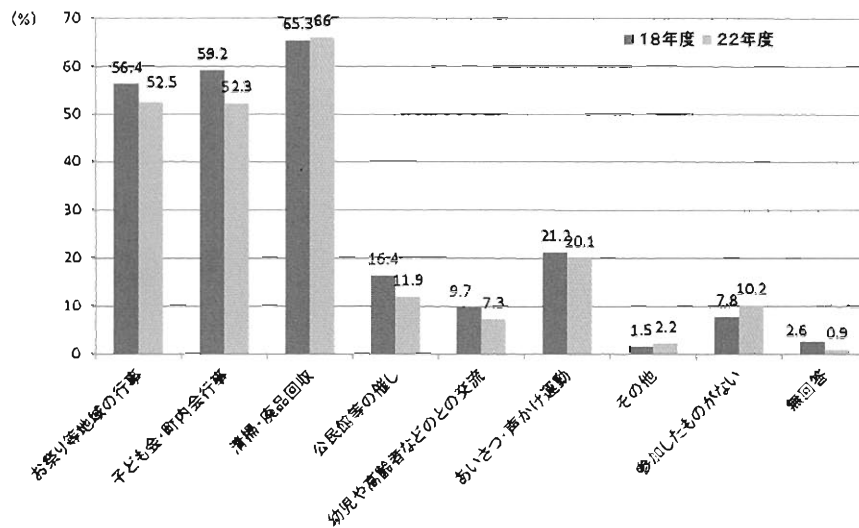
○保護者自身の子ども時代と比較した「地域の教育力」



資料:「家庭の教育力再生に関する調査研究」(平成19年3月 国立教育政策研究所)

図表31

○最近一年間に、青少年の保護者が参加した地域活動



資料:「青少年の意識等に関する調査」(平成22年度 岡山県)

### (3) 岡山県青少年総合相談センターにおける相談窓口

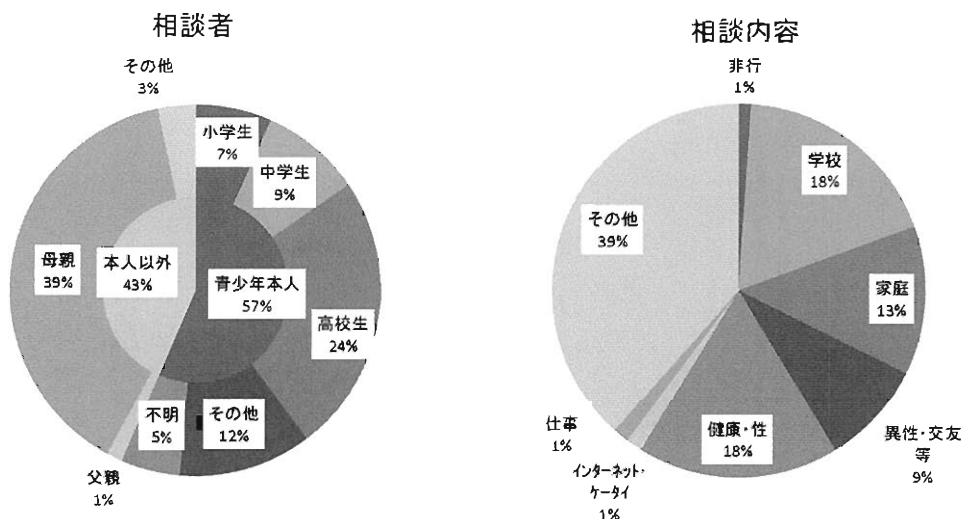
岡山県青少年総合相談センターでは、総合相談を含む6つの窓口で、青少年に関する相談、指導等を総合的に行っており、平成22年度においては12,603件の相談が寄せられています。相談方法は、電話によるもの70%、メールによるもの29%、面接によるもの1%となっています。

図表32

○岡山県青少年総合相談センターにおける相談窓口の相談状況(平成22年度)

相談件数						
総合相談	教育相談	進路相談	子どもほっとライン	すこやか育児テレホン	ヤングテレホン・いじめ110番	合計
3,377件	1,447件	530件	4,145件	2,678件	426件	12,603件

(各相談窓口の内容はP50参照)



#### (4) 子ども・若者を取り巻く有害環境

インターネットや携帯電話は、コミュニケーションツールや学習目的としての使用は効率的で便利な反面、青少年に有害な情報があふれています。そのため、利用の方法によっては、青少年が犯罪の被害者や加害者となる場合があります。

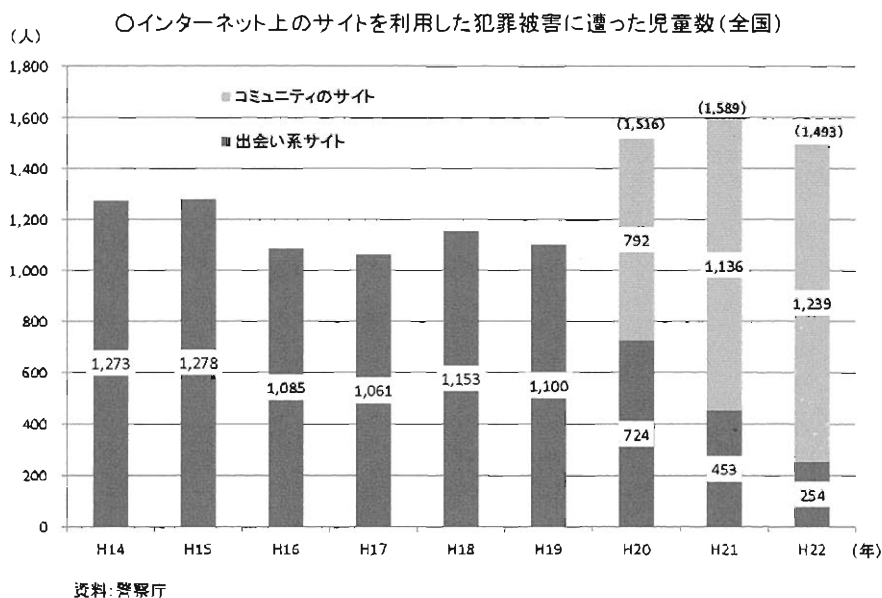
特にコミュニティサイトなどの掲示板に個人情報や誹謗中傷を書き込むなど、情報メディアを介したトラブルに巻き込まれるケースが多発しています。

一方、青少年の情報メディアの利用について、その保護者が実態把握や監督等を十分実施できていない状況にあります。

また、平成22年の本県の不良行為少年の補導状況によると、不良行為別では喫煙・深夜徘徊が全体の81.9パーセントを占めており、特に「深夜徘徊」は非行に直結しやすい問題性が高い不良行為で、街頭犯罪を犯したり、性犯罪の被害者となる可能性があります。学職別では、高校生が38.7%、中学生が25.7%、場所別では、路上その他が36.4%で最も多く、次にコンビニエンスストアとなっています。

このように、不良行為少年が依然として多い状況、また、子どもたちを巻き込んだ犯罪の増加する中で、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で有害環境から子ども・若者を守る取組が求められています。

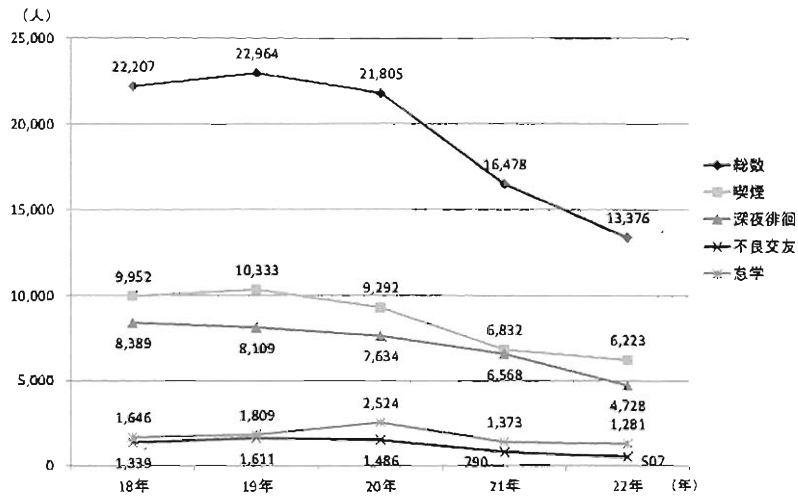
図表33





図表34

○不良行為少年の補導状況



資料:岡山県警察本部

### (5) 子ども・若者の安全・安心

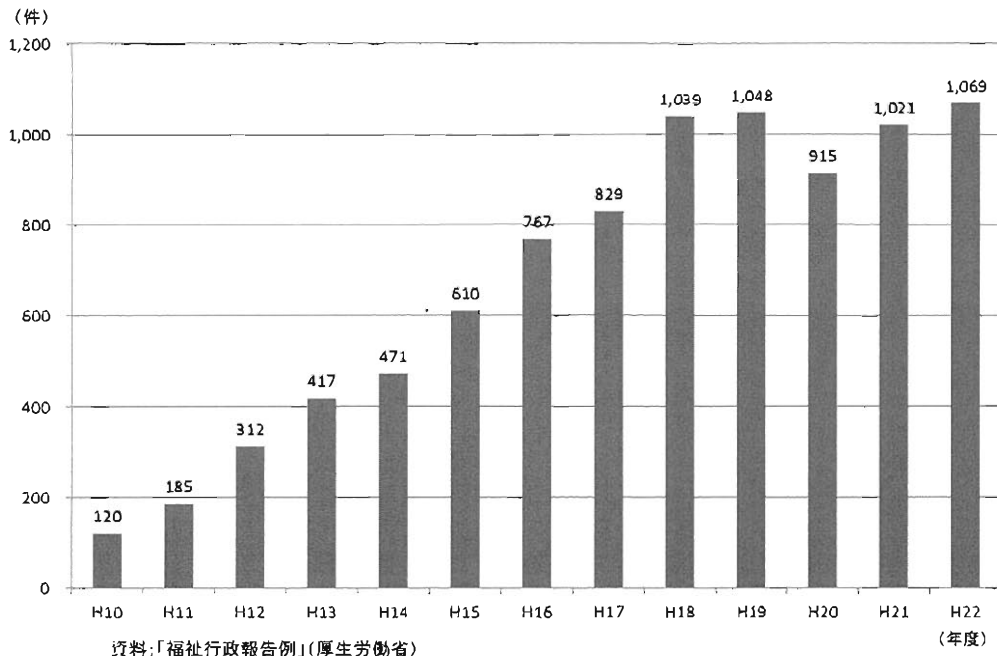
近年、児童相談所等に寄せられる子どもの虐待に関する相談の件数は増加するとともに、その事例も複雑・深刻化しており、子ども虐待防止対策は喫緊の課題となっています。

また、平成22年中、警察が認知した本県の18歳未満の（高校生の場合は18歳を含む）子どもを対象とした犯罪や不審者に関する情報は921件あり、毎日約2.5人の子どもが、犯罪に巻き込まれたり、不審者に遭遇しています。

「青少年の意識等に関する調査」によると、青少年の37.7%が、登下校中に「よく不安になる」「時々不安になる」と感じており、社会全体で子どもたちを見守る必要があります。

図表35

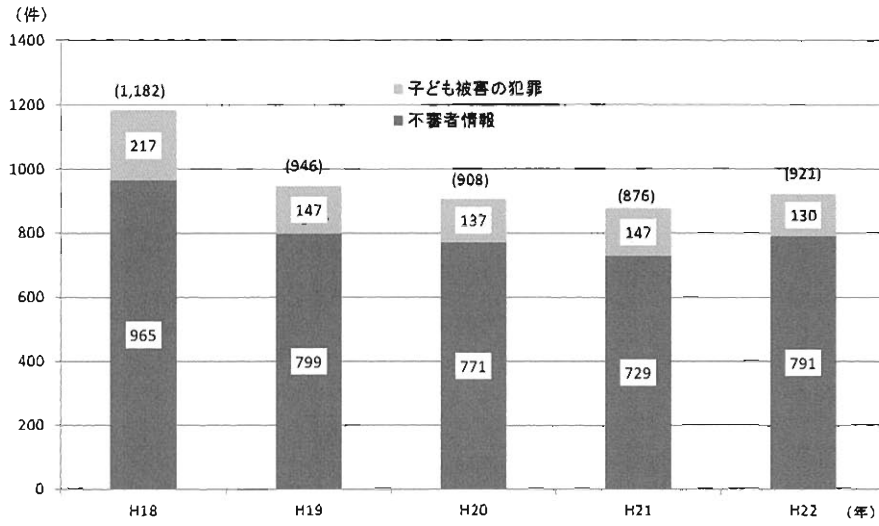
○児童相談所における子ども虐待相談対応件数の推移(岡山県)



資料:「福祉行政報告例」(厚生労働省)

図表36

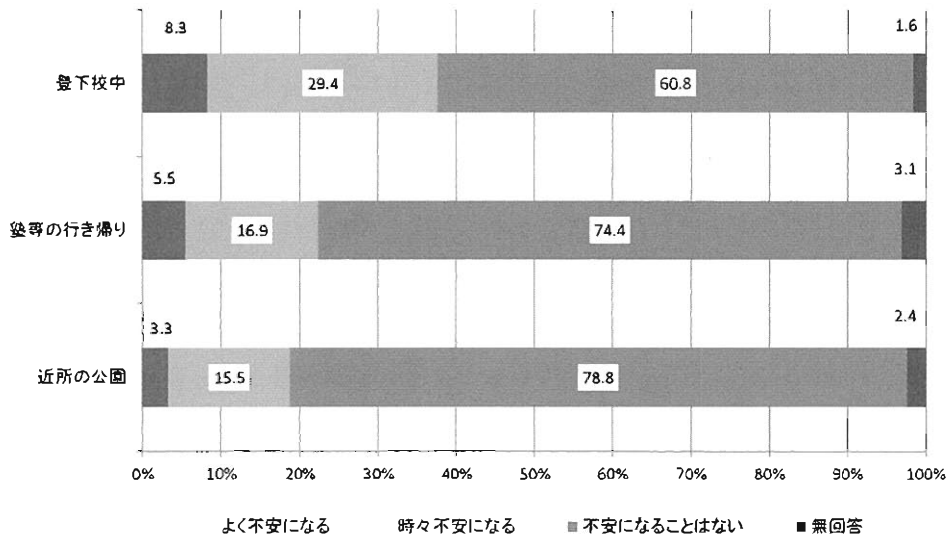
○子ども被害の犯罪及び不審者情報の推移



資料:岡山県警察本部

図表37

○地域での安全について、次のようなとき、不安になることがあるか。



資料:「青少年の意識等に関する調査」(平成22年度 岡山県)

## 第3章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ

#### すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

次代を担う子ども・若者が、健やかに成長しながら社会の一員として自立し、自らの力で社会をよりよいものに変えていく力を身に付けることは、大変重要です。

このため、すべての子ども・若者が成長するための基礎づくり（自己形成への支援）や社会の変化に対応できる力の養成、社会性や自立性をはぐくむ他者との交流や様々な体験活動の推進、就労や職業的自立に向けた支援に取り組みます。

### 重点目標1 子ども・若者の自己形成への支援

#### （1）心の教育の充実

＜現状と課題＞（9ページ 図表6参照）

近年の子ども・若者については、生命尊重の精神や自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘がなされています。

このため、生命を尊ぶとともに、いじめを許さないといった規範意識の確立の根底となる心の教育の一層の充実が求められています。

＜重点施策＞

#### ○道徳教育の充実

責任を果たすことや社会のルールを守ることなどの規範意識の高揚、コミュニケーション能力などの人間関係構築能力の育成のほか、自分のよさに気づき自信を持って何事にも取り組むなどの自己肯定感の向上に向け、就学前から高等学校段階までの発達段階に応じた道徳教育の充実を図ります。

#### ○人権意識の高揚と共生意識のかん養

全ての人々の人権が尊重される「共生社会おかやま」の実現を目指して、人権意識の高揚と共生意識のかん養を図ります。

#### ○命の大切さを考える機会の提供

自他の命を大切にすることをはぐくむために、自然や動植物にふれる体験や平和の尊さを学ぶ取組など、命の誕生に感動したり、生きることのすばらしさを実感することができる様々な交流や体験の機会を提供します。

## (2) 健やかな体の育成

### <現状と課題> (9ページ 図表7参照)

本県の児童生徒の体力は、昭和50年代後半をピークに、長期的に低下若しくは停滞傾向にあります。また、全国同様、肥満、アレルギー、内科疾患、感染症等、児童生徒の健康に係る問題が多様化しています。

これからの社会を生きる子ども・若者にとって、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要です。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、生きる力を支える上で重要な要素です。

このため、学校・地域・家庭が連携・協力して、子ども・若者の健やかな体を育成することが必要です。

### <重点施策>

#### ○基本的な生活習慣の形成

基本的な生活習慣の乱れは、体力や健康へ悪影響を及ぼすだけでなく、学習意欲や気力の低下の要因にもなることから、家庭・地域・学校が連携して、基本的な生活習慣を定着させる取組を推進するとともに、基本的な生活習慣の定着の重要性を社会全体で再認識する気運の醸成に努めます。

#### ○健康教育の推進

様々な健康問題に対応して、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校保健指導、学校保健管理の充実を図るとともに、学校、家庭、地域の保健部局や医療関係者等が連携・協力して、組織的、計画的に学校保健の充実を図ります。

また、思春期の子どもたちが薬物、飲酒、喫煙等の害を知り、命や食、性の大切さを学んで、自らが健康づくりに努め、健やかな次代の社会を築くことができるよう、家庭・学校・地域が連携して健康教育を行うとともに、相談支援体制の整備を推進します。

#### ○学校体育の充実

体育・保健体育学習の充実を図り、運動することの喜びや楽しさを味わせるとともに、生涯にわたりスポーツに親しむための基礎的な資質能力を育てるなど、体力・運動能力の向上と健康の保持増進を図ります。

#### ○食育の推進

学校・家庭・地域が連携して、子ども・若者が正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身に付けられるよう、食育の推進に取り組みます。

また、伝統的な食文化や地域の産物を生かした学校給食の充実を促すとともに、米飯給食の充実を図ります。

### (3) 確かな学力の向上

#### <現状と課題> (10ページ 図表8参照)

平成19～22年度実施の「全国学力・学習状況調査」から、基礎的・基本的な学習内容の確かな定着と思考力、表現力等の育成、学習習慣の確立が課題として明らかになりました。

このため、これからの社会を担う子ども・若者が、主体的・創造的に生きていくために必要とされる確かな学力の向上に取り組む必要があります。

また、確かな学力の向上には、子どもたちが興味・関心を持って意欲的に学ぶことが大切であるため、分かる喜びや学ぶ楽しさを実感できる授業を展開することも重要です。

#### <重点施策>

##### ○学力向上策の推進

基礎的・基本的な学習内容の確かな定着とともに、それを活用して問題解決を図るために必要な思考力、表現力等の育成を図る取組を充実します。

また、児童生徒の生活習慣や学習習慣等の改善を図るとともに、学習環境の充実を図り、学力の定着を目指します。

さらに、「岡山県学力・学習状況調査」等を活用して、児童生徒の学力の定着状況等を把握するとともに、授業研究等を通じて学校の授業力の向上を図ります。

##### ○きめ細かな指導の推進

習熟度別指導を中心とした少人数指導の充実や学級編制の弾力化等により指導体制の充実を図り、児童生徒一人ひとりに行き届いたきめ細かな指導を推進します。

また、非常勤講師や教育支援員の活用を推進し、児童生徒の実態や学校の実情に応じた教育を展開するとともに、教員の子どもに向き合う時間の拡充に努めます。

数 値 目 標	現況値	目標値
全国学力・学習状況調査（平均正答率）の全国順位	小学校26位 中学校37位	小学校10位以内 中学校10位以内
授業以外で平日に1時間以上学習する生徒の割合	58.4%	70%

## 重点目標 2 社会の変化に対応できる力の養成

### 時代の進展への対応

＜現状と課題＞（7ページ 図表4、8ページ 図表5参照）

インターネットの普及に代表される情報化社会の急速な進展、地球温暖化などの環境問題、交通手段の発達や国際的な市場開放等に伴うグローバル化の進展など、現在の子ども・若者を取り巻く社会環境は急速に変化しています。

これからの社会を担う子ども・若者には、こうした時代の急速な変化、進展に対応していく能力が求められています。

### ＜重点施策＞

#### ○グローバル人材の育成

小学生から大学生に至るまで、英語に触れる機会を増やすとともに、英語教育を充実させて英語力の向上を図り、英語学習先進県の形成を目指します。また、県内の大学や企業等と連携して国際感覚やコミュニケーション能力を養成することにより、世界で活躍できる人材を育成します。

#### ○情報教育の推進

児童生徒が情報活用能力を身に付けることができるようにするため、「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」を育成する教育を推進します。

また、インターネット・携帯電話の適切な利用について、家庭でのルールづくりを推進するなど、家庭・学校・地域が連携してインターネット上の有害情報から子ども・若者を守る意識の高揚を図ります。

#### ○国際理解教育の推進

学校教育の諸活動において、我が国や郷土の伝統や文化などを理解し、その継承・発展や世界への発信に努める態度をはぐくみます。

また、異なる文化や人々に対する理解を深めるため、関係機関等との連携により、学校における国際交流・理解に関する学習を推進するとともに、地域や学校等での国際交流員（CIR）の出前講座を推進します。

さらに、本県の国際化拠点施設である岡山国際交流センター等における国際理解講座、外国語講座、日本語講座等について、多彩な主体による多種多様で充実した講座・セミナー等が多く開催されるよう、情報やノウハウの提供などの支援を行います。

## ○科学技術教育の推進

科学や自然に対する興味・関心を高め、豊かな科学的素養をはぐくむとともに、これらの知識や技能を実生活に活用できる力を育て、科学技術の発展に寄与できる人材を育成します。

また、小・中・高等学校の理科教育において、地域や企業の人材の活用等を通して、観察・実験などの指導の充実に努めるとともに、高等学校において、理科・数学に重点を置いた教育プログラムの開発・実施を推進します。

## ○環境学習の推進

NPO等環境団体、事業者、大学等との協働による環境学習や研修事業、こどもエコクラブの支援などを通じて、子ども・若者の環境保全意識の高揚を図ります。

また、各学校においても、森林保全や循環型社会の形成等、環境に関する理解を深めるため、児童生徒の発達段階に応じて、問題解決的な環境学習や体験を重視した環境学習を推進します。

数 値 目 標	現況値	目標値
英語に関する検定等の受験者数	28,653人／年	40,000人／年
イングリッシュキャンプなど英語体験イベントの開催箇所数	2箇所／年	10箇所／年

## 重点目標 3 子ども・若者の自立をはぐくむ多様な交流

### (1) 社会参加や地域貢献活動の推進

＜現状と課題＞（10ページ 図表9参照）

これからの将来を担う子ども・若者が、自立した大人へと成長するためには、基礎的な生きる力である「知・徳・体」の充実に加えて、政治・経済など社会の仕組みを学ぶことや、地域貢献活動などを通じて自主性や社会性をはぐくみながら社会の一員であることの自覚を高めていくことが重要です。

このため、子ども・若者に対する社会参加に関する教育の充実や地域におけるボランティア活動や社会貢献活動の推進が求められています。

＜重点施策＞

#### ○ボランティア等社会参加活動の推進

ボランティア活動の機会や地域で実践されているボランティア情報を提供するなど、

子ども・若者のボランティアに関する理解や関心を深め、ボランティア精神の醸成を図るとともに、ボランティア活動への自主的な参加を促進します。

また、高校生の道徳性や社会性を高めていくため、全生徒による社会貢献活動を推進します。

さらに、大学との連携により、学生がボランティアについて実践的に学ぶプログラム「学生ボランティア養成講座」を実施し、地域での活動や学校支援等に取り組むことを促進します。

### ○国際交流活動の推進

若者の国際理解や国際的視野の醸成、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招へい・派遣等を通じた国際交流や異文化体験の機会を提供します。

### ○社会形成への参画支援

社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身につけるため、民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）を推進します。

また、県行政の様々な機会を捉えて、子ども・若者の意見を表明する機会の確保に努めます。

数 値 目 標	現況値	目標値
大学生災害ボランティア研修会受講者数	1,322人／年	1,600人／年

## （２）自然体験・スポーツ・文化活動の推進

＜現状と課題＞（11ページ 図表10.11参照）

独立行政法人国立青少年教育振興機構の調査によると、「キャンプ」や「海・川での泳ぎの体験」など自然体験を行ったことのある青少年の割合は年々減少しており、また、子どもの頃の「自然体験」や「友達との遊び」、「地域活動」などの体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高いことが報告されています。

近年、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化が進む中で、子ども・若者の豊かな人間性や社会性をはぐくむためには、子どもの頃から成長段階に応じて、自然体験活動を始め、様々な体験活動を行うことが重要です。

このため、子ども・若者の自然体験活動、スポーツ・文化活動等、様々な体験活動の推進を図ることが必要です。



## ＜重点施策＞

### ○自然体験活動の推進

電気、ガス、水道も無い島で友人と協力しながらキャンプを体験することができる岡山県青少年の島やその他の社会教育施設等を活用して、様々な自然体験活動の機会を提供します。

また、本県の恵まれた自然環境を生かして、農山漁村における自然体験や生活体験など多様な体験活動を推進します。

### ○スポーツ・文化活動の推進

地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの設立と育成を推進するなど、地域におけるスポーツの普及・振興を図るとともに、スポーツ少年団や学校運動部活動、競技団体等との連携を深め、より効率的、効果的に選手の育成・強化が図られるよう努めます。

また、学校内外において、公共や民間団体等と連携しながら、伝統文化をはじめ優れた芸術に触れ、その魅力を理解し、創造活動に参加できる機会の充実に努めます。

### ○地域等での多様な活動の促進

地域の様々な場における、環境学習、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動を促進します。

数 値 目 標	現況値	目標値
身近な自然体験プログラムの参加者数	7,504人／年	20,000人／年

## 重点目標 4 若者の職業的自立、就労支援

### (1) 就業能力・意欲の習得の促進

#### ＜現状と課題＞（12ページ 図表12参照）

近年、子ども・若者の勤労観・職業観の希薄化や社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質をめぐる課題、高い早期離職率やフリーター、ニートの存在が社会問題となっています。こうした中、子ども・若者が発達段階に応じた勤労観・職業観を身に付け、明確な目的意識を持って人生を切り開くことができるよう、働くことの意義や尊さを理解し、社会人として必要な能力・態度を育てるキャリア教育の充実に努めるとともに、職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練等の充実がますます重要となっています。

## ＜重点施策＞

### ○キャリア教育の推進

子ども・若者の望ましい勤労観・職業観を育成するため、発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じた系統的なキャリア教育を推進します。

また、郷土岡山の伝統産業や特色ある産業、海外で活躍する産業を体験的に学ぶ機会を提供するなど、学校以外でも将来に対する夢やあこがれをはぐくむことができる機会を与える取組を行います。

さらに、学校、企業等との連携の下、職場見学や職業体験学習など職業と触れ合う機会づくりを進めるとともに、高校生、大学生等のインターンシップを推進します。

### ○能力開発・職業訓練の充実

職業に必要な知識・技能を習得させることにより、若者の就職を支援するため、公共職業訓練施設等における職業訓練を充実します。

また、きめ細かなキャリア・コンサルティングや企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供することにより正社員へと導くための取組を推進します。

数 値 目 標	現況値	目標値
技能検定に合格した県内工業高校生の割合	1.7%	5.1%

## （２）就労支援の充実

### ＜現状と課題＞（12ページ 図表13参照）

若者の雇用情勢については、15～24歳の完全失業率が、平成15年以降5年連続で改善していたものの、平成21年、22年は悪化しています。

また、新規学卒者の就職率についても、ここ数年改善傾向が続いていたものの、平成20年秋以降の急激な経済情勢の悪化に伴い、厳しい状況となっています。

さらに、フリーター数については、平成15年の217万人をピークに5年連続で減少したものの、平成21年には6年ぶりに増加し、平成22年も増加（平成22年184万人）するなど厳しい状況にあります。

このため、新規学卒者やフリーター等が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、将来を担う若者の就労等を支援する必要があります。

## ＜重点施策＞

### ○新規学卒者の就職支援

合同就職面接会の開催や職場見学会の実施等により、県内企業とのマッチング機会を提供し、新規学卒者をはじめとする若者の県内企業への就職を促進します。

○おかやま若者就職支援センターにおける支援

おかやま若者就職支援センターにおいて、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの一貫した就職に関するサービスを提供し、若者の正規雇用としての就職を支援します。

○様々な分野における就業支援

岡山県福祉人材センターにおける福祉分野の職業の就労斡旋や、新規就農に向けた研修の実施等による農業への就業支援など、様々な分野における若者の就業を支援します。

数 値 目 標	現況値	目標値
おかやま若者就職支援センター登録者の就職決定率	64.1%	70.0%
高等技術専門校修了生の就職率	85.3%	90.0%

## 基本目標Ⅱ

### 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

#### 重点目標1 困難な状況ごとの取組

子ども・若者を取り巻く環境が厳しさを増し、ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題は深刻な状況にあります。

このため、困難を有する子ども・若者がそこに至った経緯や原因、目指すゴールや家庭環境をよく理解した上で、困難な状況に応じた適切な支援に取り組みます。

また、子ども・若者の抱える問題は、様々な問題が複雑に絡みあっていることが多いため、関係機関・団体等が連携した総合的な支援に取り組みます。

#### (1) ニート・ひきこもりの若者の支援

＜現状と課題＞（13ページ 図表14、14ページ 図表15.16参照）

「労働力調査」によると、若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者）、いわゆるニートの数について、平成22年には約60万人とされており、依然として高止まりの状況にあります。

また、平成22年に内閣府が公表したひきこもりの実態調査結果によると、ひきこもりの数は69.6万人でした。ひきこもりのきっかけは、仕事や就職に関するものが多く、家族を含め困難を有する子ども・若者の社会的孤立を防ぐため、相談機関の充実をはじめ、地域の人々が思いやりをもって見守る暖かい連携が必要になっています。

#### ＜重点施策＞

##### ○ニート等若年無業者の支援

ニート等若年無業者の中には、様々な経験が不足している若者が多いことから、国が設置するおかやま若者サポートステーションと連携を図りながら、ボランティア、農作業、スポーツ、宿泊などを体験することにより、様々な経験を磨くとともに、共同作業を通してコミュニケーション能力の向上を図ります。

また、職業人の体験談等を聞く職業講話や、企業等での実際の作業の見学・体験、就労セミナーの開催等により、働くという意識の醸成・高揚を図ります。

さらに、個々人の状況を把握した上で自宅訪問による相談や、心理的なサポートが必要な若者に対しては、臨床心理士によるカウンセリングを実施することでニート等若年無業者を支援します。

## ○おかやま若者自立支援ネットワークの運営

ニート等若年無業者の社会や職業生活への参加・復帰を支援するため、若者に関する施策や支援活動を行っている保健、福祉、教育、青少年及び労働分野等の関係団体・機関が横断的に連携したおかやま若者自立支援ネットワークにおいて、情報共有や対象者の事例検討を行うなど、支援体制の充実を図ります。

## ○ひきこもりの子ども・若者の支援

地域の実情に応じた対応を図るため、各保健所にひきこもり相談窓口を設置し、医師・保健師等による電話相談や面談相談を実施するなど、相談体制の充実を図ります。

また、ひきこもりサポーターの協力を得て、本人や家族の相談に応じたり、精神科医や臨床心理士等が地域に出向いて、本人や家族等との座談会を開催することで、家庭における対応能力の向上等を図るとともに、対人関係等を醸成し、社会復帰への足がかりとするための居場所づくりを推進します。

さらに、ひきこもりから発生する様々な問題の解消に向けた支援を多角的に検討していくため、官民の保健・医療・福祉・教育委員会・教育支援センター（適応指導教室）・フリースペース・不登校児親の会等の関係者で構成するひきこもり対策連絡会議を開催し、地域の実情に応じた具体的な支援を行います。

## （２）障害のある子ども・若者の支援

### ＜現状と課題＞（15ページ 図表17.18参照）

障害のある人の中には、家庭や地域社会の中で生活することや持てる能力を発揮し積極的に社会へ参加することへの強い欲求や願望があっても、現実には、様々な障壁のために、日々の生活や社会参加、雇用の場の確保、情報の収集等が困難なことがあります。

このため、障害のある子ども・若者が、将来、自立した生活を送ることができるよう、乳幼児期から発達段階に応じた適切な教育や療育を一貫して行うことが重要です。

### ＜重点施策＞

#### ○継続的かつ適切な支援の推進

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある子ども・若者の健全な発達を支援する観点から適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童発達支援などの福祉サービスの提供等を通じて、障害の特性に配慮した、継続的かつ適切な支援を推進します。

### ○特別支援教育の推進

障害のある児童生徒一人ひとりのニーズに対応するため、教員の専門性の向上や複数の障害種に対応できる教育体制の整備、就学前から卒業後までを見通した一貫した体制づくりに努めるなど、特別支援教育の推進を図ります。

### ○発達障害のある子ども・若者の支援

発達障害のある子ども・若者の支援のため、市町村、保健所、児童相談所、発達障害者支援センター等において、総合的な相談や障害の早期発見、早期療育等に努めるとともに、各学校においても、発達障害のある児童生徒に配慮した特別支援教育を推進します。

### ○障害のある若者の就労支援

障害のある若者の自立に向けて、就労支援サービスの基盤強化や一般就労への移行の促進等を図るとともに、障害のある若者が能力と適性に応じて、職業を通じ社会活動に参加して活躍できるよう、雇用の場の確保と就労の促進を図ります。

数 値 目 標	現況値	目標値
発達障害のある人への支援体制を整備している市町村数	9市町村	全市町村
特別支援学校高等部卒業者の就職状況	21.2%	40%
民間企業における障害者実雇用率	全国12位	全国10位以内

## (3) 少年の非行防止と立ち直り支援

### <現状と課題> (16ページ 図表19参照)

平成に入ってから刑法犯少年（刑法を犯して検挙・補導された少年）及び特別法犯少年（刑法以外の法令を犯して検挙・補導された少年）の総数は、平成10年をピークに減少傾向にあります。

しかし、非行率（10～19歳の少年の人口千人あたりに占める割合）は、全国平均を上回っており、非行問題は、依然として厳しい情勢が続いています。

最近の少年非行の背景には、少年自身の規範意識の低下やコミュニケーション能力の不足、少年の規範意識の醸成を担ってきた家庭や地域社会の教育機能の低下、少年がとすれば自分の居場所を見出せず、孤立し、あるいは疎外感を抱いているという現状等が指摘されています。

このため、青少年を非行から守り、保護するための諸対策を積極的に推進するとともに

に、悪質な非行や少年の福祉を害する犯罪には厳正に対処するなど、少年非行の総量抑止に向けて積極的に取り組む必要があります。併せて、非行を犯した少年が再非行や重犯罪の道に進むことのないよう、社会全体で見守り、立ち直りの支援を行うことなどにより、非行少年を生まない社会づくりに取り組む必要があります。

## ＜重点施策＞

### ○非行防止活動

学校関係者等と連携して、「非行防止教室」や「心と命の教室」を開催し、社会のルールや他人を思いやる心の大切さを教える活動を展開するとともに、列車補導、駅前補導などの広域補導の活動に取り組むほか、ボランティアや学校関係者等との連携による街頭活動を強化して、非行少年、不良行為少年等の早期発見・補導や家出少年の発見・保護に努めます。

また、少年が孤立し非行に走ることのないよう、地域社会全体で厳しくも優しい目で少年を見守る社会機運の醸成に努めます。

### ○立ち直り支援活動

問題を抱えた個々の少年や家庭に対し、継続的に連絡を取り、相談を聞いたり助言を行うとともに、ボランティアや地域住民、関係機関等と協働して、少年の居場所づくり、就学・就労に向けた支援、社会参加活動の促進などにより、地域社会との絆の強化を図る中で、立ち直りを支援します。

## （４）いじめ・不登校問題等への対応

＜現状と課題＞（17ページ 図表20、18ページ 図表21.22、19ページ 図表23.24参照）

いじめは、人権に関わる問題でもあり、近年、インターネット・携帯電話の普及に伴うネットによるいじめや誹謗中傷など、新たな問題が指摘されています。

また、本県の小・中・高等学校における不登校出現率は、全国平均を上回る状況で推移しており、喫緊の教育課題です。

さらに、暴力行為等の問題行動についても、増加傾向にあります。特に小・中学校における発生件数の増加とともに、学校の「荒れ」の問題も指摘されており、問題解決に当たっては関係機関との一層の連携が必要です。

高等学校中途退学者は、フリーターや若年無業者に至る可能性が高いと指摘されています。このため、中途退学前から高等学校と外部支援機関が連携して、職業選択や職業生活に関する知識を提供するとともに、中途退学後も様々な社会サービスが得られるよう、関係機関が連携して支援していくことが望まれています。

## ＜重点施策＞

### ○生徒指導の充実

いじめ・不登校問題等への対応には未然防止と早期対応が重要であることから、生徒指導の校内組織体制づくりとミドルリーダー育成を推進し、全教職員が一体となった生徒指導に努めるとともに、いわゆる学級崩壊や学校の「荒れ」に対する生徒指導体制の確立に努めます。

### ○教育相談の充実

いじめ・不登校問題の未然防止と早期対応を図るため、心の専門家であるスクールカウンセラーや、地域の人材を活用した支援員等に相談できる機会を充実させるなど、学校内外における相談体制の整備に努めるとともに、教職員の教育相談能力の向上に努め、学校の中でも、児童生徒の心と向き合い、心の安定に結び付くよう、教育相談体制を充実します。

### ○不登校傾向の子どもの自立支援の推進

不登校傾向の子どもたちとその保護者を対象に、県内の社会教育施設や市町村とも連携しながら、体験・交流活動の機会を提供し、子どもたちの自立支援を図ります。

### ○暴力行為への対策

学校における暴力行為は、発生件数増加はもとより、発生割合（児童生徒千人当たりの件数）において、全国的に厳しい状況が続いており、警察OBをアドバイザーとして配置し、荒れた学校への指導・助言や、児童生徒への直接指導にあたるほか、地域や関係機関のより一層の連携を図るなど、その対策に積極的に取り組みます。

### ○高等学校中途退学者等の支援

中学校・高校で長く休んだり、高校を中途退学した生徒の進路の悩みに応じて、高校への再入学や転・編入学、高等学校卒業程度認定試験の情報提供等を行うため、岡山県青少年総合相談センターにおいて電話や来所による相談を行います。

国が設置するおかやま若者サポートステーションと連携を図りながら、訪問相談等個々人の状況に応じた支援を行います。

### ○関係機関等の連携

社会福祉等の専門知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用して、学校・地域・家庭をはじめ、関係機関等の連携を促進し、いじめ・不登校問題等の未然防止と早期対応に取り組みます。



数 値 目 標	現況値	目標値
小・中・高等学校における不登校の出現割合 (児童生徒1,000人当たり)	16.4人	全国平均以下
小・中・高等学校における暴力行為の発生割合 (児童生徒1,000人当たり)	11.3件	全国平均以下

## (5) 外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援

＜現状と課題＞（20ページ 図表25.26、21ページ 図表27参照）

在住外国人の子どもは、言葉や教育などの面で困難に直面することもあり、市町村や関係機関、NGO・NPO、ボランティア等と連携した支援が求められています。

また、特に配慮が必要な様々な子ども・若者に対して、適切な支援を行っていく必要があります。

### ＜重点施策＞

#### ○外国人の子ども・若者の支援

学校において、外国人児童生徒等の指導に当たる人材の確保や資質能力の向上など受入体制の整備を図るとともに、(財)岡山県国際交流協会と連携して、児童生徒等に日本語学習支援等を行うボランティアの養成を進めます。

また、国、市町村、NGO・NPO、ボランティア等と連携して、外国人の子ども・若者やその家族が抱えるコミュニケーションや生活面の様々な問題についての支援を行います。

#### ○様々な困難を有する子ども・若者の支援

性同一性障害など、特に配慮が必要な子ども・若者に対して、個々の状況に応じて適切な支援を行うための体制整備に努めるとともに、社会の理解を深めるための啓発活動に取り組みます。

## 重点目標2

### 困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援するための取組

#### 困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援

＜現状と課題＞

近年、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、ニートやひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題は深刻な状況にあります。

こうした問題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくことが求められています。

「子ども・若者育成支援推進法」では、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の相談・支援を行うため、地方公共団体は、支援相談機関・団体等で構成される子ども・若者支援地域協議会の設置に努めることとされています。

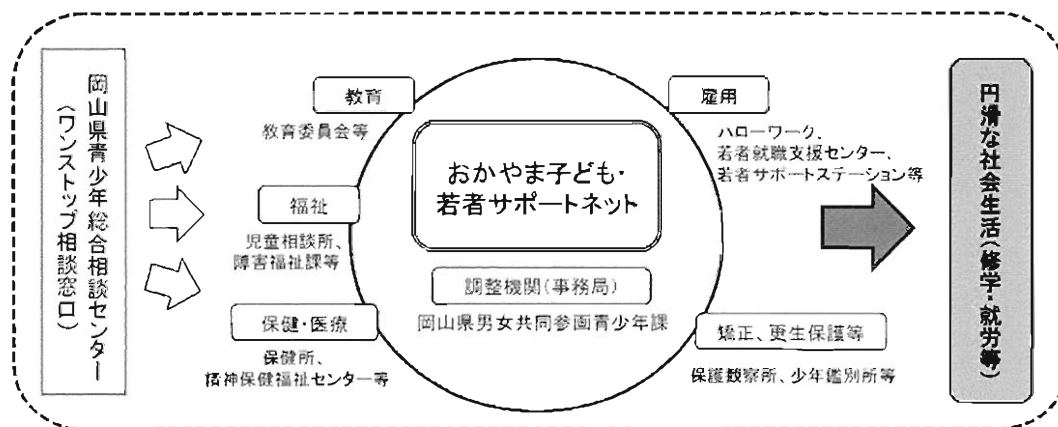
本県においては、平成23年3月、県の子ども・若者支援地域協議会として、立ち直りの各段階において様々な機関がそれぞれの専門性を生かした切れ目のない継続的な支援を行うことを目的とし、県内52機関・団体に関係機関等とするおかやま子ども・若者サポートネットを設置し、運営を行っています。

### <重点施策>

#### ○おかやま子ども・若者サポートネットによる支援（53ページ参照）

子ども・若者の育成・支援に関わる、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の専門機関・団体で構成するおかやま子ども・若者サポートネットにおいて、関係機関や団体の情報交換を密に行い、問題を早期に発見し、適切な支援を協議するなど、関係機関が協力して対応することにより、効果的な取組を行えるよう、円滑な支援体制の充実などに取り組むことで、ニートやひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します。

おかやま子ども・若者サポートネットの概念図



#### ○市町村子ども・若者支援地域協議会の設置促進

社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者が、より身近な市町村において適切な支援が受けられるよう、市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置を促進します。

数 値 目 標	現況値	目標値
子ども・若者支援地域協議会を設置している市町村数	0市町村	5市町村

## 基本目標Ⅲ

### 子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり

家庭や地域は、子ども・若者の生活環境の基盤であり、地域・社会の形成者として、自覚と責任を持った大人へと育つ基礎となるものです。

このため、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進し、子ども・若者とともに育つ地域・社会づくりに取り組みます。

#### 重点目標 1 家庭における教育力の向上

##### 家庭教育への支援

〈現状と課題〉（22ページ 図表28、23ページ 図表29参照）

家庭教育は、保護者が子どもに対して行う教育のことで、すべての教育の出発点であり、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有しています。そして子どもは、家庭での触れ合いや生活体験を通して、生きる力を身に付けるとともに、様々な能力や意欲を培っていきます。しかし、核家族化や少子化の進行等により、子育てに不安や負担を感じている保護者、子どもへの接し方や教育の仕方が分からない保護者などが増加するとともに、過保護、過干渉、無責任な放任などを含む児童虐待も増えてきており、家庭教育への支援の必要性が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるための支援を進めるとともに、保護者が安心して子育てをすることができるよう、社会全体で家庭教育を支援する必要があります。

##### 〈重点施策〉

###### ○学習機会や支援情報の提供

子育ての孤立化や育児の悩みを訴える親の増加等に対応するため、公民館等の社会教育施設や地域子育て拠点施設を始め、乳幼児検診や就学時健診等の多くの保護者が集まるあらゆる機会を活用して、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や支援情報を提供します。

また、PTAや子育て支援団体等の要請に応じて、家庭教育に関する講演会や講習会等に専門家である青少年健全育成促進アドバイザーを派遣するなど、家庭の教育力の向上に努めます。

### ○放課後の子どもの居場所づくり

地域の様々な人々の参画を得ながら、子どもたちが安全に安心して放課後や週末を過ごすことができる居場所を設けることで、学習活動やスポーツ活動の取組を推進するとともに、保護者が労働等により昼間家庭にいない子ども等の健全育成を図ります。

### ○相談体制の充実

家庭教育に関して不安や悩みを感じていたり、子育てと仕事との両立が難しいと感じている人が、気軽に相談できるよう、岡山県青少年総合相談センターや岡山県総合教育センター、児童相談所等の相談員の資質向上に努めながら、相談体制の充実を図ります。

### ○地域ぐるみでの家庭教育支援の推進

地域で子育てを支援する人材を養成するなどの総合的な取組を通じ、地域ぐるみで家庭教育を支援する体制づくりや子育て支援の環境整備を促進します。

また、地域の子育て経験者や子育てサポートリーダー、専門家の連携による家庭教育支援チーム等を活用して、子育てに関する学習機会に参加しにくい保護者を対象に、学校園や企業等を訪問して行う家庭教育支援を充実します。

### ○男女共同参画による子育ての推進

家庭における男女共同参画を進めていくため、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきといった固定的な役割分担意識を改善し、男女がともに家事や子育てに参画しやすい環境の整備を図ります。

### ○経済的な支援

次代を担う子どもの健やかな育成を支援するため、子どもに対する手当を支給するとともにひとり親家庭等については児童扶養手当を支給します。

また、小児やひとり親家庭の医療費の負担を軽減するなど、子育て家庭に対する経済的支援を行います。

数 値 目 標	現況値	目標値
地域子育て支援拠点数	95箇所	200箇所
保育所入所待機児童数	65人	0人
病児・病後児保育の実施箇所数	33箇所	60箇所

## 重点目標2 地域における教育力の向上

### (1) 学校と地域との連携の促進

#### <現状と課題> (23ページ 図表30参照)

少子化・核家族化の進行や価値観の多様化、また地縁的な人のつながりの希薄化により、地域の子どもたちと大人たちが触れ合う機会が減少し、「地域の子どもは地域で育てる」といった地域社会の教育力の低下が指摘されています。

また、学校においては、学力の低下や、いじめ、不登校、暴力行為等の様々な問題行動等の課題に対して、家庭や地域と連携して取り組むことが不可欠となっています。

こうした中、学校側から主体的に地域とのつながりを築くよう、開かれた学校づくりを進めていくことが必要です。

また、同時に、保護者や地域住民が、学校とともに地域も子どもの教育に責任を負うとの認識のもと、学校の課題解決や学校教育活動の充実に積極的に協力していくことが求められています。

#### <重点施策>

##### ○地域ぐるみで学校運営を支援する体制の構築

学校と地域との連携体制を構築し、地域住民による学校支援ボランティア活動など、地域全体で多様な学校支援活動を推進することを通して、教育活動のさらなる充実を目指すとともに、地域社会の教育力の向上を促進します。

##### ○開かれた学校づくりの推進

地域に開かれた信頼される学校づくりのため、学校評価の1層の充実を図るとともに、学校評価を中心とした学校・家庭・地域間の情報の共有と連携・協力を促進し、家庭や地域に支えられた開かれた学校づくりを推進します。

### (2) 地域における多様な担い手の育成

#### <現状と課題>

子ども・若者の育成支援は、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要です。

特に、地域におけるつながりの弱体化が指摘されていることから、家族や地域の機能を補完する多様な活動を支える人材は重要です。

このため、地域において、学校支援、家庭教育支援、子ども・若者の健全育成等に取り組む多様な担い手を育成することが求められています。

## ＜重点施策＞

### ○青少年リーダー等の育成

学校・家庭・地域の連携を推進するコーディネーターや子育てサポーターリーダー等、地域において学校や家庭教育を支援する人材を養成します。

また、自然体験や農業体験、環境学習等の様々な体験活動を指導できる人材を養成するとともに、こうした指導者の指導力の向上を図ります。

また、学生を対象に、ボランティア活動に関わる基礎的知識・技能を学ぶ講座を実施し、地域や学校等で活躍できる人材を育成します。

### ○同世代又は年齢の近い世代による相談・支援

同世代又は年齢が近い世代の学生ボランティアの導入を推進し、相談支援を充実させます。また、価値観を共有する仲間による相談活動（ピア・カウンセリング）を普及します。さらに、非行など問題を抱えた少年の自立を支援するため、青少年ボランティアの活動を促進するために必要な協力を行います。

## （３）地域力の強化

### ＜現状と課題＞（24ページ 図表31参照）

少子化・核家族化の進行、情報化・グローバル化の進展など、急速に社会環境が変化する中で、人の価値観が多様化し、地域住民同士の交流やつながりの希薄化が指摘されています。

地域社会のつながりの希薄化は、治安の悪化や子どもへの犯罪増加に対する不安、子育て不安にもつながります。

こうした中、地域社会の様々な課題に対して、同じ思いを持った者同士が集い、自分たちにできることから活動を始めようという動きが活発になってきています。

今後も、家庭や学校だけでなく、地域、企業等、県民みんなが子ども・若者の育成支援に関わる中で、子ども・若者が健やかに育っていけるよう、地域力を強化していくことが求められています。

## ＜重点施策＞

### ○青少年健全育成県民運動の推進

7月、11月、3月を「岡山県青少年健全育成強調月間」と定め、青少年健全育成と非行防止について、より一層県民の理解を深めるため、関係機関や団体が一体となった県民総ぐるみの運動を集中的に展開します。

また、身のまわりにある青少年の善意ある行為、勇気ある行為など、他の青少年の

模範となる行為を地域のみんなで顕彰し、人間性豊かな青少年を育てるとともに、明るい地域社会をつくるため、「岡山県わかば賞」を授与します。

さらに、複雑化・多様化する青少年問題に地域で適切に対応するため、身近なところで気軽に青少年の相談に応じることができる体制を充実します。

### ○大人自身の意識改革

非行やいじめなど、子ども・若者をめぐる問題には、親や大人の言動や姿勢、社会のあり方が反映していると考えられます。子ども・若者が伸び伸びと健やかに育つよう環境を整えるのは、親はもちろん、大人たちの責任です。

このため、(社)岡山県青少年育成県民会議をはじめ、NPOや青少年健全育成団体との協働により、大人自身の規範意識の向上など、まず大人自身が変わらなければ、と気づき行動することを呼びかける「大人が変われば、子どもも変わる運動」を推進します。

また、大人たちが、地域の子ども・若者は、地域で守り育てる、という気持ちで、子ども・若者を温かく見守り支えてあげる「地域のおじさん、おばさん運動」を推進します。

### ○「青少年問題を考え、行動する100人委員会」における取組の推進

「青少年問題を考え、行動する100人委員会」は、県内各界の代表で構成され、青少年をめぐる諸問題の解決に向けて、平成12年8月に設置されました。この委員会において、喫緊の青少年問題について協議します。また、青少年とのあいさつやコミュニケーション、青少年のボランティアなどを進める県民運動「おかやま青少年さんあい運動～であい、ふれあい、たすけあい～」を推進します。

### ○子育て支援組織や青少年健全育成団体の育成・支援

親子(母親)クラブ、愛育委員、栄養委員、子育て支援サークルなどの地域の子育て支援組織の育成を図るとともに、FOS少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会、青年団協議会などの青少年団体の活動を支援します。

### ○ワーク・ライフ・バランスの実現

男女がともに、仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方の実現に向けて、労働時間の短縮や多様な働き方が可能となる環境づくりのため、岡山労働局や県内の次世代育成支援対策推進センター、経済団体等と連携しながら、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度の周知や、登録企業を対象としたサポート事業の推進等を通じ、企業の意識改革への取組を積極的に推進します。

数 値 目 標	現況値	目標値
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	258箇所	700箇所

### 重点目標 3 相談体制の充実

#### 岡山県青少年総合相談センター機能の充実

##### <現状と課題> (24ページ 図表32参照)

本県では、他県に先駆けて平成13年7月に岡山県青少年総合相談センターを設置し、総合相談を含む6つの窓口で、いじめ、不登校、非行等の防止及び解消を図り、青少年の健全育成を推進するため、青少年に関する相談、指導等を総合的に行ってきました。

毎年、1万件以上の相談が寄せられており、健康・性に関するものや学校・家庭に関するもので約半数を占めています。

「子ども・若者育成支援推進法」では、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を、確保するよう努めることとされています。

このため、子ども・若者やその家族が、相談しやすい体制を充実するとともに、他の相談・支援機関との連携を強化することで岡山県青少年総合相談センターの機能をさらに強化していく必要があります。

##### <重点施策>

##### ○ワンストップ機能の充実

幅広い分野にまたがる子ども・若者の相談に対する一次的な受け皿となり、おかやま子ども・若者サポートネットの構成機関やその他の関係機関、団体等と連携を図りながら、臨床心理士等専門家の適切な判断のもと、自ら対応できない案件については適切な機関につなぐなど、岡山県青少年総合相談センターのワンストップ機能を充実します。

##### ○相談機能の強化

児童生徒や学校などへの啓発用カードやチラシの配布により岡山県青少年総合相談センターの周知に努めるとともに、相談員の専門的な情報の共有や相談事案について連携した対応等が行えるよう事例研修会等を開催することで相談員の資質向上を図り、悩みを抱えた子ども・若者やその家族に対する相談機能のより一層の強化に取り組みます。



## ○専門家による相談体制の充実

岡山県青少年総合相談センターにおいて、相談内容に応じて実施している、精神科医、弁護士、臨床心理士による無料の面接相談やカウンセリングを充実します。

## ○他の相談機関との連携の強化

悩みを抱えた子ども・若者やその家族が適切な相談支援を受けられるよう、岡山県青少年総合相談センターと児童相談所や精神保健福祉センター等、子ども・若者に関わる相談機関との連携を強化します。

また、子ども・若者に関わる相談機関並びに相談支援活動を行っているNPO及びボランティア団体等の相談員を対象に最近の子ども・若者が抱える様々な問題についての研修会等を開催することで、NPO、ボランティア団体等との連携を強化します。

## 岡山県青少年総合相談センターの相談窓口

総合相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年に関する相談全般。必要に応じて適切な相談窓口を紹介</li> <li>・ 8:30～23:00（年末年始を除き年中無休）</li> </ul>
教育相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ、不登校、友人関係、学校に関わること等の電話相談、面接相談</li> <li>・ 8:30～23:00（年末年始を除く年中無休）</li> </ul>
進路相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不登校生徒や高校中途退学者の進学や転編入などの進路についての相談</li> <li>・ 8:30～23:00（年末年始を除く年中無休）</li> </ul>
子どもほっとライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校、家、友人関係、自分自身の相談などに、学生ボランティアが対応</li> <li>・ 平日は17:00～23:00、土・日曜日、祝日は8:30～23:00 （年末年始を除く年中無休）</li> </ul>
すこやか育児テレホン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てに関する悩みや不安に相談員養成講座を修了したボランティアが対応</li> <li>・ 8:30～23:00（年末年始を除く年中無休）</li> </ul>
ヤングテレホン ・ いじめ110番	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ、非行、家出などの相談に、少年サポートセンターの職員が対応</li> <li>・ 24時間受付（年中無休）</li> </ul>

## 重点目標 4 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化

### (1) 有害環境対策の推進

＜現状と課題＞（25ページ 図表33、26ページ 図表34参照）

残虐な暴力シーンや露骨な性描写を掲載する雑誌やゲームソフト等の氾らん、また、違法薬物のまん延により毎年のように少年が検挙されていることなど、子ども・若者を取り巻く社会環境は依然として憂慮すべき状況にあります。

また、インターネット上には、過激な性や暴力に関する情報が溢れ、出会い系サイト、コミュニティサイトなど援助交際等に繋がる危険性のあるサイトも多数存在しています。近年、青少年の多くが携帯電話を所持し、さらに所持者が低年齢化してきている現状があり、こういった青少年が、不適切なインターネットの利用により犯罪被害に巻き込まれたり、時には加害者として事件を起こしてしまうケースも後を絶ちません。

青少年を取り巻く社会環境は成長過程にある青少年の人格形成に大きな影響を及ぼすことから、これらの有害環境から、青少年を守り、かつ青少年自らが危険を回避する能力を身につける必要があります。

### ＜重点施策＞

#### ○有害環境対策の推進

「岡山県青少年健全育成条例」に基づき、有害図書類、有害がん具類に関する規制、わいせつな行為への禁止、深夜外出の制限など青少年の健全な育成を阻害する行為を規制するなど、関係機関・団体の協力を得ながら、同条例の適切な運営に取り組みます。

また、薬物乱用防止教育の充実を図るなど、薬物乱用等の防止・啓発に努めます。

#### ○インターネット上の有害情報対策

平成23年10月に施行された「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例」に基づき、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進を図るため、知事部局、教育委員会、警察本部の関係各課で構成するケータイ・ネット問題対策チームを活用しながら、保護者や関係事業者等への啓発活動を行っていきます。

特に、青少年が利用する携帯電話のフィルタリング解除要件の厳格化の徹底を図り、必要に応じ関係事業者に立入調査を行うことにより、条例の周知徹底に努めます。

また、青少年が適切にインターネット上の情報を活用することができるよう、青少年に対してインターネットリテラシー教育を行うとともに、保護者等への啓発を行うことにより、青少年をインターネット上の有害情報から守る意識の向上を図ります。

## (2) 子ども・若者の安全・安心の確保

＜現状と課題＞（26ページ 図表35、27ページ 図表36.37参照）

近年、児童相談所等に寄せられる子どもの虐待に関する相談の件数は増加の傾向にあるとともに、その事例も複雑・深刻化しており、児童虐待防止対策は喫緊の課題となっています。

また、交通事故の件数は減少傾向にあるものの、パソコン・携帯電話での有料サイト、不当請求などの消費生活相談が若者に多い状況にあるとともに、地震、津波等の自然災害の発生は予測が難しく、平素から緊急時における子ども・若者の安全確保への取組も求められています。

さらに、学校や通学路等で子どもを対象とした犯罪や不審者遭遇事案が後を絶たないため、学校や地域で子どもが安全に過ごすことができる環境の整備が求められています。

### ＜重点施策＞

#### ○子どもへの虐待防止対策の推進

子育てに係る不安や負担感、地域からの孤立感等の解消により、子どもへの虐待の発生予防対策を推進するとともに、関係機関の連携強化を図るなど虐待防止体制の充実を図り、早期発見から再発防止、子どもの自立に至る切れ目のない総合的な支援を強力に進めます。また、市町村の子ども家庭相談の対応力の強化を図るとともに、子どもへの虐待を防ぐ地域のネットワークを拡充します。

#### ○安全対策の充実

学校、地域ボランティア、警察等の関係機関と緊密に連携を図りながら、地域安全マップの作成、巡回パトロール、不審者情報等子どもの安全に関する情報の共有などにより、学校や地域における子どもの安全確保の取組を推進します。

また、地震、風水害等に対応するため、防災教育の推進に努めます。

#### ○子ども・若者の被害防止対策の推進

交通事故の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を実施します。

また、若者を対象とした消費生活に関する講座を開催するなど、若者が悪質商法等の被害に遭わないための情報を提供します。

さらに、デートDVなど、男女間のあらゆる暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発の充実を図ります。

数 値 目 標	現況値	目標値
防犯ボランティア人数	53,663人	100,000人

## 基本目標Ⅳ

### 推進体制の整備・充実

計画を着実に推進していくため、総合的な推進体制の整備に取り組むとともに、国・市町村との連携を充実します。また、子ども・若者の育成支援に関わるあらゆる分野において、NPO、民間団体、企業、大学等との協働の取組を推進します。

### 重点目標 1 県の体制整備、国・市町村との連携の充実

#### 総合的な推進体制の整備・充実

##### <現状と課題>

近年、児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子ども・若者をめぐる環境は悪化しています。一方、ニートやひきこもり、不登校など子ども・若者の抱える問題も深刻化してきており、従来の個別分野における縦割りの体制では十分に対応できない課題もあることから、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進する体制の整備・充実が求められています。

##### <重点施策>

#### ○部局横断型の推進体制の充実

知事を本部長とし、知事部局、教育委員会、警察本部により組織している岡山県政策推進会議及び岡山県青少年総合対策推進会議を中心に、全庁的な取組体制のもと、連絡調整を密にして、計画を推進していきます。

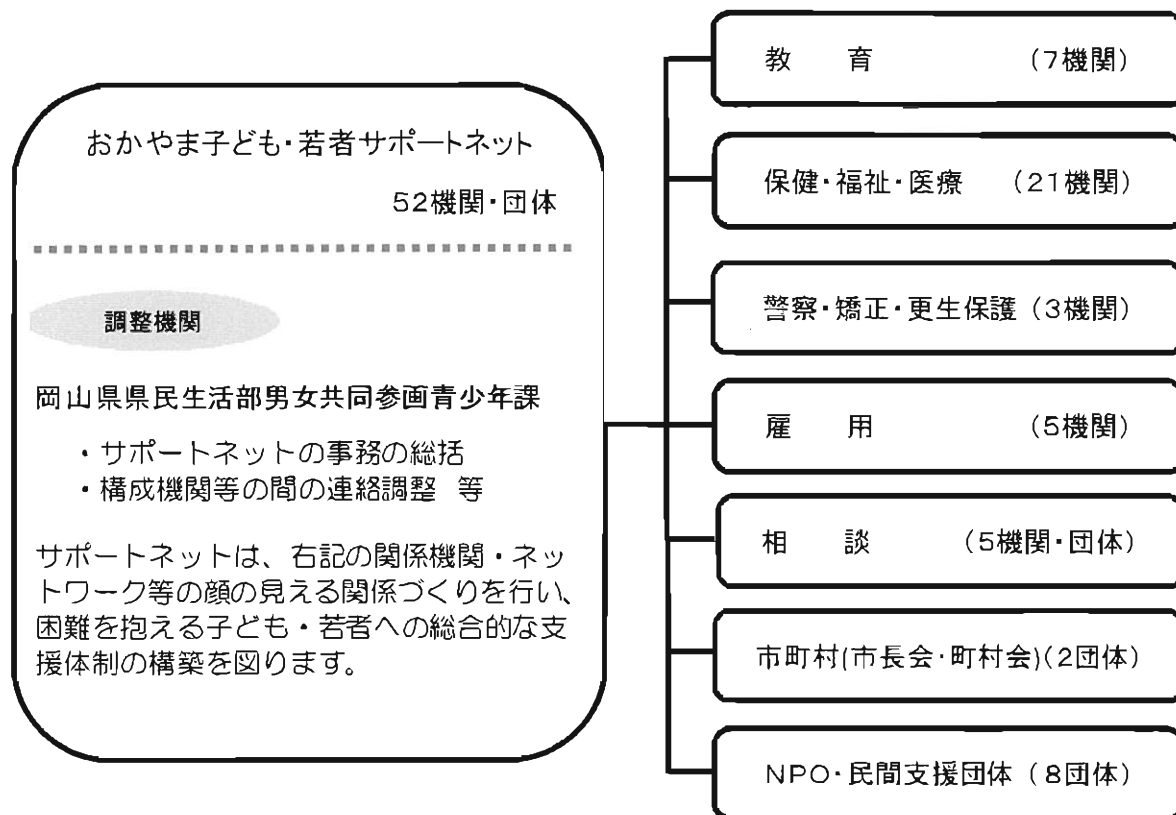
なお、事業の実施に当たっては、知事部局、教育委員会、警察本部の青少年関係課によるマトリックス組織を中心に、啓発事業の一元化や関係事業の総合調整などを図ることで青少年対策を統合的、一体的に推進するとともに、各県民局に設置した地域マトリックス組織において、関係団体との連携強化を図りながら、地域の実情に即した青少年対策を総合的に推進します。

また、岡山県青少年問題協議会、岡山県青少年健全育成審議会の意見を踏まえながら計画を推進するとともに、提言や意見を施策等に反映していきます。

#### ○おかやま子ども・若者サポートネットの運営等（43ページ参照）

子ども・若者の育成・支援に関わる、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の専門機関・団体で構成するおかやま子ども・若者サポートネットにおいて、関係機関・団体の情報交換、円滑な支援体制の充実などに取り組むことで、ニートやひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します。

## おかやま子ども・若者サポートネットの組織図



### ○市町村子ども・若者支援地域協議会の設置促進

社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者が、より身近な市町村において適切な支援が受けられるよう、市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置を促進します。

### ○国、市町村との連携の充実

「子ども・若者育成支援推進法」では、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、施策を策定し、実施する責務を有すると規定されています。このため、これまで以上に国、市町村との緊密な連携を図り、子ども・若者育成支援を実施していきます。

また、子ども・若者にとっての生活基盤は身近な地域にありますが、その地域の実情を踏まえ、住民に直結する施策を展開している市町村には、子ども・若者の育成支援に向けた積極的な取組が、今後、ますます期待されます。一方、県は、広域自治体として、市町村の子ども・若者の育成支援が円滑に実施されるよう、必要な情報提供や連絡調整など、市町村への支援を積極的に行っていきます。

数 値 目 標	現況値	目標値
子ども・若者育成支援計画を策定している市町村数	2市町村	15市町村

## 重点目標 2 民間組織との連携の充実

### NPO、青少年健全育成団体等との協働の推進

#### <現状と課題>

近年、社会貢献に対する意識の高まりや地域課題解決への関心の広がり等を背景として、NPO法人等として自発的に活動する取組が増加してきているとともに、社会貢献活動等のCSR（企業の社会的責任）の取組への関心も高まってきています。

子ども・若者の育成支援に関する様々な課題に適切に対応していくためには、NPO・ボランティア、青少年健全育成・子育て支援団体、企業、大学など、様々な主体と行政が目標を共有し、その目標に向かって、ともに力を合わせて活動することが重要です。

このため、子ども・若者の育成支援に関わる様々な分野で、NPO等とのこうした協働の取組を一層充実することが求められています。

#### <重点施策>

##### ○「青少年問題を考え、行動する100人委員会」における取組の推進

「青少年問題を考え、行動する100人委員会」は、県内各界の代表で構成され、青少年をめぐる諸問題の解決に向けて、平成12年8月に設置されました。この委員会において、喫緊の青少年問題について協議します。また、青少年とのあいさつやコミュニケーション、青少年のボランティアなどを進める県民運動「おかやま青少年さんあい運動～であい、ふれあい、たすけあい～」を推進します。

##### ○（社）岡山県青少年育成県民会議等との協働の推進

（社）岡山県青少年育成県民会議をはじめ、NPOや青少年健全育成団体と協働で、大人自身のマナーアップなど、まず大人自身が変わらなければ、と気づき行動することを呼びかける「大人が変われば、子どもも変わる運動」を推進します。

また、大人たちが、地域の子ども・若者は、地域で守り育てる、という気持ちで、子ども・若者を温かく見守り支えてあげる「地域のおじさん、おばさん運動」を推進します。

##### ○様々な分野における協働の取組の推進

地域における子ども・若者のボランティア活動や様々な体験活動の推進、学校教育への支援、子育て支援、非行・ひきこもりなど困難を有する子ども・若者への支援、地域の安全対策の推進など、子ども・若者の育成支援に関する様々な分野において、NPO、青少年健全育成・子育て支援団体、企業、大学等とさらなる連携を図るとともに、協働の取組を推進します。